

令和7年12月

篠栗町議会第4回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：11月28日(金)～12月8日(月) 11日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	11	28	金	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・請願の報告 ・議案の委員会付託 ・議案の委員会付託案件審査 ・採決
第2日	11	29	土	休 会		閉 庁
第3日	11	30	日	休 会		閉 庁
第4日	12	1	月	考 案 日		
第5日	12	2	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第6日	12	3	水	予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第7日	12	4	木	本 会 議	午前10時	・一般質問
第8日	12	5	金	予 備 日		
第9日	12	6	土	休 会		閉 庁
第10日	12	7	日	休 会		閉 庁
第11日	12	8	月	本会議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・閉会中の継続審査
						閉 会

令和7年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令和7年11月28日(金) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 4番 , 5番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 請願の報告
- 第5, 議案等の委員会付託について
- 第6, 議案第70号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第7, 議案第80号 篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
69	専決処分の承認を求めることについて(専決第13号) 〔令和7年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について〕	予算 特別委員会
71	篠栗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	文教厚生 常任委員会
72	篠栗町議会議員及び篠栗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
73	篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
74	工事請負変更契約の締結について 〔勢門小学校屋内運動場長寿命化改修工事〕	文教厚生 常任委員会
75	工事請負変更契約の締結について 〔北勢門小学校屋内運動場長寿命化改修工事〕	文教厚生 常任委員会
76	令和7年度篠栗町一般会計補正予算(第7号)について	予算 特別委員会
77	令和7年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	予算 特別委員会
78	工事請負契約の締結について 〔篠栗小学校校舎増築工事〕	文教厚生 常任委員会
79	工事請負契約の締結について 〔合併50周年記念体育館空調設備設置工事〕	文教厚生 常任委員会
80	篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
81	篠栗町職員旅費支給条例の全部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
82	令和7年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)について	予算 特別委員会
83	令和7年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
84	令和7年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について	予算 特別委員会
85	令和7年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会
86	令和7年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会

請願文書表

請願 番号	受 理 年月日	件名・要旨・請願者・紹介議員	付託委員会
2	令和 7年 11月 13日	<p data-bbox="347 412 1272 488">「篠栗町総合保健福祉センターにおけるトレーニングルーム及び温浴施設」の廃止撤回を求める請願書</p> <hr/> <p data-bbox="416 539 935 616">請願の要旨： 請願書添付につき省略</p> <p data-bbox="416 674 1062 831">請願者の住所及び氏名： (住所)糟屋郡篠栗町 (氏名)町政を見守る会 代表 対馬 亜由子 ほか5名</p> <p data-bbox="416 898 1171 974">紹介議員： 横山 和輝 浦野 雅幸 門馬 良</p>	文教厚生 常任委員会

令和7年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和7年12月4日(木) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	10番	村瀬 敬太郎	議員
2.	6番	横山 和輝	議員
3.	1番	崎山 佐穂	議員
4.	3番	吉本 文枝	議員
5.	2番	浦野 雅幸	議員
6.	5番	太郎良 瞳	議員
7.	12番	荒牧 泰範	議員

令和7年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和7年12月8日(月)午前10時開議

- 第1, 議案第 69号 専決処分の承認を求めることについて(専決第13号)
〔令和7年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について〕
- 第2, 議案第 71号 篠栗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第3, 議案第 72号 篠栗町議会議員及び篠栗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4, 議案第 73号 篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第 74号 工事請負変更契約の締結について
〔勢門小学校屋内運動場長寿命化改修工事〕
- 第6, 議案第 75号 工事請負変更契約の締結について
〔北勢門小学校屋内運動場長寿命化改修工事〕
- 第7, 議案第 76号 令和7年度篠栗町一般会計補正予算(第7号)について
- 第8, 議案第 77号 令和7年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第9, 議案第 78号 工事請負契約の締結について
〔篠栗小学校校舎増築工事〕
- 第10, 議案第 79号 工事請負契約の締結について
〔合併50周年記念体育館空調設備設置工事〕
- 第11, 議案第 81号 篠栗町職員旅費支給条例の全部を改正する条例の制定について
- 第12, 議案第 82号 令和7年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)について
- 第13, 議案第 83号 令和7年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 第14, 議案第 84号 令和7年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 第15, 議案第 85号 令和7年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について

- 第16, 議案第 86号 令和7年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算
(第2号)について
- 第17, 請願 2号 「篠栗町総合保健福祉センターにおけるトレーニングルーム
及び温浴施設」の廃止撤回を求める請願書
- 第18, 常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 第19, 議員派遣の件

令和7年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

11月28日(開会)

令和7年 第4回 定例会 会議録

日時 令和7年11月28日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	田村明広
教育長	今長谷寛	総務課長	有隅哲哉
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	山口恵美	収納課長	平山智久
住民課長	進藤功次	健康課長	田中久善
福祉課長	村瀬菊子	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	花田篤
学校教育課長	吉村秀昭	こども育成課長	藤幸三
社会教育課長	横内綾子		

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
係長	齊藤裕子	主事	黒瀬友宏

開会 午前10時00分

○議長（古屋 宏治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

ただいまから、令和7年第4回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。なお、常任委員会の閉会中の調査結果はタブレットに配信したとおりでございます。

それでは、これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、4番、門馬良議員、5番、太郎良瞳議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月8日までの11日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月8日までの11日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第69号から議案第86号までの計18議案が提出されております。

それでは、議案第69号から議案第86号までを一括議題とし、町長に一括して提案理由の説明を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 皆様おはようございます。

本日は、令和7年第4回定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中ご出席賜り誠にありがとうございました。

短い秋も終わり、コートを手放せない冬の季節となってまいりました。昨日、福岡において昨年より3週間早くインフルエンザ警報が発令されました。これから年末年

始にかけてさらなる流行の恐れがあります。新型コロナ対策で実践したような予防対策の徹底と感染拡大の防止で流行拡大を防いでまいりましょう。

去る10月21日に召集されました臨時国会において、第104代総理大臣に女性として初めて高市早苗議員が指名されました。続く10月24日に首相として初めての所信表明演説がありました。「強い経済」をつくる必要を力説した経済財政政策の基本方針や令和の国土強靱化対策等、多岐にわたる項目の中で、地方の暮らしを守る地域未来戦略と題して地方が持つ伸び代をいかし、そこに暮らす住民の皆様の暮らしと安全を守っていくと力強く発言されました。

また、昨日のニュースで、18兆円を超える令和7年度補正予算が本日閣議決定され、12月17日の臨時国会の会期終了までに成立を目指す、との報道があっておりました。国の予算の1万分の1規模の我が町においても、1億円規模の財源を確保できる可能性があり、国の示した使途に従って歳出計画を練ってまいりたいと考えます。

11月19日、私たち全国町村長にとって大変重要な全国町村長大会が、高市総理大臣、林総務大臣他の来賓をお迎えしてNHKホールで開催されました。

令和8年度の重点要望として、

1、大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化に関する事

2、地方創生の推進に関する事

をはじめ13の項目に要望をまとめ、全国町村会としての決議に集約し、関係各省に代表団が要望活動をいたしました。こうした全国の町村長一堂に会しての行動は大変重要でございまして、糟屋郡も全町長が参加いたしましたところでございます。このほかにも10月11月にかけて、筑豊横断道路をはじめ道路、治水事業、治山事業等の各種要望に参りました。

また、町内では11月14日に、9月定例会での審議を受けて、その後の投書等による町民の皆様のご意見も頂いていることから、クリエイト篠栗大ホールで「令和7年度町政報告会」を開催いたしました。説明会でのオアシス篠栗に関するご質問を受けて12月定例会後に日程を調整し、ご質問を受けての町の考えをまたご説明する機会を持ちたいと考えております。

11月17日に篠栗町監査委員から行政監査結果の報告を受けました。町が執行した事業について監査委員意見書として、複数項目の指摘を受けておりますので、組織としてしかるべき措置と対応を行って監査委員にご報告申し上げたいと考えております。

今年もあと一月余りとなりましたが、町の行事といたしましては11月30日の日曜日に戦没者追悼式を開催いたします。戦後80年となる今年の戦没者追悼式は、平和への誓いを新たにするとともに、平和の大切さを未来へ語り継いで頂くため多くの人のご参列を願い、日曜日に開催いたします。

また同日、「森林セラピー15周年記念イベント」として、ハーバード大学医学部客員教授の根来秀行先生に『世界最先端の「超休息法」』という演題でご講演をお願いし、篠栗町出身でプロマラソンランナーとなられた太田蒼生さんとの対談を予定しております。大変楽しいイベントになると思いますので皆様もぜひお越しください。

また、議会期間中ではございますが12月4日から1週間は人権週間でございます。今年も12月4日には人権週間にふさわしい映画上映会を行います。今年2021年に公開上映されました「MINAMATA -ミナマター-」です。

12月6日は陸上自衛隊第4音楽隊と篠栗町吹奏楽団による「クリスマスコンサート2025」を開催いたします。

議員の皆様もご多忙とは存じますが、ぜひご来場頂きますようお願いいたします。

先ほど申し上げた、高市首相は所信表明演説の最後に、「『事独り断(さだ)む可(べ)からず。必ず衆(もろとも)と与(とも)に宜しく論(あげつら)う可(べ)し』古来より我が国においては衆議が重視されてきました。政治とは独断ではなく、共に語り、共に悩み、共に決める営みです。私は、国家国民のため、各党の皆様と真摯に向き合い、未来を築いてまいります。」と結ばれました。

私も全くそのとおりでと首肯するものでございます。

行政とは独断ではなく、共に語り、共に悩み、共に決める営みであるということをお心に銘じて、今後も行政運営に取り組んでまいります。

篠栗町議会議員の皆様におかれましても、これからも自治の両輪として篠栗町を支えていただき、まちづくりの一翼を担っていただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

続きまして、本定例会に提案しております議案第69号から議案第86号までの18議案について説明をいたします。

議案第69号は「専決処分の承認を求めることについて(専決第13号)」であります。本議案は、令和7年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。補正予算の内容は、令和7年8月に発生いたしました大雨による災害の復旧を行うためのもので、令和7年度篠栗町一

般会計予算の総額に1,100万円を追加し、予算総額を

155億211万5,000円とするものでございます。

議案第70号は「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。本議案は、現委員の西邦彰氏が令和8年6月30日をもって任期満了となるため、再任の候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第71号は「篠栗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。本議案は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が令和7年4月1日に施行され、本町においても令和8年度から乳児等通園支援事業を実施するにあたり、運営等の基準を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

議案第72号は「篠栗町議会議員及び篠栗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容は、選挙運動の公費負担に係る限度額が引上げられたことに伴い、政令に準じた改正を行うものであります。

議案第73号は「篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、児童福祉法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容は、利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部を行わないことができるよう規定するものであります。

議案第74号は「工事請負変更契約の締結について」であります。本議案は、勢門小学校屋内運動場長寿命化改修工事について、1,008万4,800円を増額し、総額3億7,286万4,800円で株式会社飯田工務店と変更契約を締結するもので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。主な変更内容は、工事着工後に確認された劣化した構造物に対する改修とシロアリ対策等による変更であります。

議案第75号は「工事請負変更契約の締結について」であります。本議案は、北勢門小学校屋内運動場長寿命化改修工事について、751万6,080円を増額し、総額3億3,212万5,200円で株式会社香椎建設と変更契約を締結するもので、篠栗

町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。主な変更内容は、工事着工後に確認された劣化した構造物に対する改修とシロアリ対策等による変更であります。

議案第76号は「令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）について」であります。当該補正予算は、令和7年度篠栗町一般会計予算の総額に3億2,599万3,000円を追加し、予算総額を158億2,810万8,000円とするものであります。まず、歳入の主なものとしたしましては、地方交付税のうち、普通交付税9,639万2,000円。国庫支出金のうち、教育費国庫補助金の空調設備整備臨時特例交付金4,191万9,000円。災害復旧事業費国庫補助金の農業用施設災害復旧事業費補助金2,996万5,000円。諸収入のうち、雑入のデジタル基盤改革支援補助金850万円。町債のうち、教育債の学校教育施設等整備事業債1億1,790万円、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債1,020万円、災害復旧債の農林業施設災害復旧事業債1,450万円をそれぞれ追加するものであります。

次に、歳出の主なものにつきましては、総務費において、情報政策費としてガバメントクラウドサービス利用料1,350万円を追加するものであります。土木費においては、道路橋梁費として池の端線道路維持工事に2,236万8,000円を追加するものであります。教育費においては、小学校管理費として、勢門小学校及び北勢門小学校屋内運動場空調設備設置工事監理業務委託1,070万5,000円。勢門小学校及び北勢門小学校屋内運動場空調設備設置工事1億9,308万3,000円。篠栗小学校費、勢門小学校費及び北勢門小学校費として教室分割用備品購入費を3校合計で1,269万9,000円をそれぞれ追加するものであります。災害復旧費においては、農業用施設災害復旧費として萩尾道遷田地区頭首工災害復旧工事外2件4,610万円を追加するものであります。

繰越明許費補正は、池の端線道路維持工事2,236万8,000円、勢門小学校及び北勢門小学校屋内運動場空調設備設置事業2億378万8,000円をそれぞれ翌年度へ繰り越すものであります。

債務負担行為は、庁舎衛生管理業務委託外6件、合計7,120万5,000円を追加するものであります。

最後に、地方債補正は、借入限度額を変更するものとしたしまして、学校教育施設等整備事業1億1,790万円、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業1,020万円、災害復旧事業1,450万円をそれぞれ追加するものであります。

議案第77号は「令和7年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につ

いて」であります。当該補正予算は、令和8年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に係る債務負担行為を行うものであります。

議案第78号は「工事請負契約の締結について」であります。本議案は、篠栗小学校校舎増築工事について仮契約を締結いたしましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。契約の方法は指名競争入札。契約の金額は5億2,470万円。契約の相手方は株式会社飯田工務店 代表取締役 小山田 義人 であります。

議案第79号は「工事請負契約の締結について」であります。本議案は、合併50周年記念体育館空調設備設置工事について仮契約を締結いたしましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。契約の方法は指名競争入札。契約の金額は

1億3,799万4,120円。契約の相手方は株式会社協和設備工業 代表取締役 高倉 拓馬 であります。

議案第80号は「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、令和7年の人事院の給与改定に関する勧告により、国に準じた措置を講ずる必要が生じたため、給与に関する条例等の一部を改正するものであります。改正の主な内容は、一般職給料表の高卒の初任給を約6.5%、大卒の初任給を約5.5%引き上げるなど、給料月額を全体で平均3.3%引上げ。一般職勤勉手当については0.025月分を引き上げるとともに、一般職、特別職及び議員の期末手当について0.025月分引上げ、各種手当においても通勤手当の支給額を引き上げるものであります。

議案第81号は「篠栗町職員旅費支給条例の全部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、社会情勢の変化に対応するとともに、より実態に即した旅費の支給を行うため、令和7年4月に施行された国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律に準じ、本条例の全部を改正するものであります。改正の主な内容は、宿泊費を定額支給から地域別に上限額を設定した実費支給への変更、包括宿泊費の追加、日当及び滞在費の宿泊手当への一本化及び鉄道賃の特急料金距離制限を廃止するものであります。

議案第82号は「令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）について」であります。当該補正予算は、令和7年度篠栗町一般会計予算の総額に6,385万3,000円を追加し、予算総額を158億9,196万1,000円とす

るものであります。

まず、歳入は、地方交付税のうち、普通交付税6,385万3,000円を追加するものであります。

次に、歳出は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準ずる町職員の給与改定に伴う増額分として、人件費補正6,189万8,000円、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金195万5,000円をそれぞれ追加するものであります。

議案第83号は「令和7年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」であります。当該補正予算は、令和7年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、歳入歳出それぞれ104万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億3,771万1,000円とするものであります。内容は、人事院勧告による人件費の増額補正であります。

議案第84号は「令和7年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」であります。当該補正予算は、令和7年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、歳入歳出それぞれ90万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,152万8,000円とするものであります。内容は、人事院勧告による人件費の増額補正であります。

議案第85号は「令和7年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」であります。当該補正予算は、令和7年度篠栗町水道事業会計予算における収益的支出に84万4,000円を追加し、収益的支出の総額を6億3,454万5,000円とするものであります。内容は、人事院勧告による人件費の補正であります。

議案第86号は「令和7年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」であります。当該補正予算は、令和7年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算における収益的支出に125万7,000円を追加し、収益的支出の総額を8億9,279万円とするものであります。内容は、人事院勧告による人件費の補正であります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由であります。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（古屋 宏治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので質疑を終わります。

日程第4、請願の報告をいたします。

本定例会において、請願を1件受付しております。

タブレットに掲載しております請願文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付託しましたので報告をいたします。

日程第5、議案等の委員会付託についてを議題といたします。

議案第69号から議案第86号までの18議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第70号は人事案件でございますので委員会への付託は省略し本日の日程といたします。

あわせて議案第80号につきましては条例が施行される内容の一部が12月1日を基準日として設けておりますことから本日の日程といたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第71号から議案第75号まで及び議案第78号から議案第81号までの9議案につきましては、タブレットに掲載の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第69号、議案第76号、議案第77号及び議案第82号から議案第86号までの8議案の補正予算については、議長を除く11人で構成する予算特別委員会を設置しこれに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については申し合わせにより、委員長は7番、品川静議員、副委員長は3番、吉本文枝議員です。

最後に報告3件について、12月3日の予算審査終了後に全員で報告を受けたいと思います。

それでは、ここで本会議を暫時休止いたします。

これより直ちに総務建設常任委員会を開催いたします。

委員会室へお集まりください。

文教厚生常任委員会及び執行部の方々は待機をお願いいたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時47分

○議長（古屋 宏治） はい、それでは本会議を再開いたします。

日程第6、議案第70号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

議案の説明を村瀬福祉課長に求めます。

はい、どうぞ。

○福祉課長（村瀬 菊子） 議案の説明をいたします。

議案第70号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

氏名 西 邦彰、令和7年11月28日提出。篠栗町長 三浦 正

提案理由、人権擁護委員 西 邦彰 氏が令和8年6月30日をもって任期満了となるため、再任の候補者として法務大臣に推薦するもの。なお、履歴書等は添付のとおりで、任期は令和8年7月1日から令和11年6月30日まででございます。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） ただいまの福祉課長の説明に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、人事案件でございますので討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に同意することについて賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認め、よって議案第 70 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 7、議案第 80 号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第 80 号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、令和 7 年の人事院給与改定に関する勧告により国に準じた措置を講じる必要が生じたため、給与に関する条例等の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

主な改正内容は、令和 7 年の人事院勧告による期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げを年間の賞与に反映させたものと給料表改定です。執行部の説明では一般職では期末手当・勤勉手当をそれぞれ 0.025 月分ずつ引き上げ、議会議員及び特別職では期末手当の支給月数 3.475 月分に引き上げを行うものです。給料表の改定につきましては若年層に重点を置いて、給料月額が上げられます。

また、通勤手当の改正においては、現行の自動車等使用者に対する通勤手当を距離区分 10 キロ以上について 200 円から 7,100 円までの幅で引き上げを行うものです。

改正条例は公布の日から施行ですが、給料表の改定については令和 7 年 4 月 1 日に遡って適用されます。

当委員会において質疑はありませんでした。

討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上で、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありますか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認め、よって議案第 80 号は委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会いたします。

散会 午前 10 時 53 分

令和7年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月4日(一般質問)

令和7年 第4回 定例会 会議録

日時 令和7年12月4日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	田村明広
教育長	今長谷寛	総務課長	有隅哲哉
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	山口恵美	収納課長	平山智久
住民課長	進藤功次	健康課長補佐	有隅恵子
福祉課長	村瀬菊子	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	花田篤
学校教育課長	吉村秀昭	こども育成課長	藤幸三
社会教育課長	横内綾子		

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
係長	齊藤裕子	主事	黒瀬友宏

開会 午前10時00分

○議長（古屋 宏治）おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

なお、執行部では、田中健康課長が病気療養のため、健康課有隅課長補佐が代理で出席しております。

傍聴に来庁されました皆様には感謝申し上げます。

傍聴に際しまして、一般質問通告書1ページの注意事項に目を通していただき、御協力をよろしくお願いいたします。

本日は、議会事務局職員の写真撮影を許可しております。

それでは、日程第1、一般質問を行います。質問者は7名でございます。質問時間を申し合わせにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様には議事進行に際しましてお願いを申し上げます。質問議員も答弁者も言葉遣いには気をつけるよう求めます。発言内容を精査し、小職において処置いたします。御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、順次質問を許可いたします。質問順位1番、村瀬敬太郎議員。

○議員（村瀬 敬太郎） 議長。

○議長（古屋 宏治） はい、どうぞ。

○議員（村瀬 敬太郎）おはようございます。議席番号10番、村瀬敬太郎でございます。

先ごろ、町の自治功労者表彰式が行われまして、栗須議員がその栄に浴されたわけでございますが、過去にも自治振興の功労者として多くの方々がその対象となりました。その功績に深く敬意を表するところでございます。

さて、篠栗町の表彰条例ですが、「町の政治、経済、教育、文化、社会、その他各般にわたって町政振興に寄与し、又は町民の模範と認められる行為があった方」を表彰するもので、功労と善行の表彰をすとされております。

しかし、その条件は厳しく、認められる職種や年齢にも制限が設けられております。それだけに権威があるとも言えますが、その賞を受けられる方は限られております。

近年、陸上、柔道、バスケットボール、サッカー、ゴルフ又は芸能活動など、文化やスポーツをはじめとする各方面で活躍し、わが町の振興・発展に寄与されている方々、また、相撲、ラグビー、バレーボールなど、将来を期待される若い方々が話題に上がる機会が増えております。

教育長所管の教育文化表彰もありますが、新しい概念で町民の誇りを共有し、未来の世代に夢や希望をつなぐための新たな表彰制度を創設し、広くその栄誉や功績を讃えてはいかがでしょうか。町長のお考えを尋ねます。

○議長（古屋 宏治） ただいまの質問に対し、答弁を求めます、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

ただいまは、村瀬議員から「新たな町民表彰制度を創設しては」との御質問をいただきました。

まず、現行の表彰制度の状況を踏まえて担当課であります総務課長から答弁をいたします。最後に私から、私の所感を答弁申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（古屋 宏治） はい、総務課長。

○総務課長（有隅 哲哉） それでは、お答えいたします。

篠栗町表彰条例に基づき表彰の対象となられた方は、過去68名で17名の方が自治功労者として現在も健在でいらっしゃいます。

多くは町の役職等を永年経験され、70歳に達した方で、文化、スポーツ等の功績により本表彰の対象となった方はございません。

本条例に基づく表彰は、町政振興への寄与に対する功績に対する功労表彰、町の公益及び振興発展、公益のための寄附に対する善行表彰が主なものとなっております。

一方で、町の教育、学術、文化及びスポーツの振興に貢献された個人、団体等に対して篠栗町教育委員会表彰規程に基づき、教育文化表彰を毎年贈呈しており、表彰台帳に登録されている方は125名でございます。

議員の御指摘のとおり、篠栗町表彰条例においては、教育、文化等の振興に寄与された方も対象となっておりますが、自治の振興、善行に対する表彰のみで、広く町民を対象となった制度とはなっていないことと認識しております。

ほかの自治体では、名誉市民、名誉町民といった表彰制度もあり、それらを参考にしながら、町民の誇りを共有し、未来の世代に夢や希望をつなげるような表彰制度を関係部署、関係団体等の意見も伺いながら、検討していきたいと思っております。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 12月2日那珂川市におきまして、9月に行われた東京世界陸上選手権において、女性として初めて競歩競技で銅メダルに輝き、日本陸連が今年の最優秀選手に選んだ同市出身の藤井菜々子選手に、武末市長から市民栄誉賞が授与されたというニュースが流れておりました。

篠栗町におきましても、11月30日に開催いたしました森林セラピー15周年記念講演会にお越しいただいた篠栗北中学校出身の太田蒼生選手が、力強くオリンピックのマラソンでメダルを取るということを宣言していただいたところでございます。

また、J2のベガルタ仙台で活躍中の荒木駿太選手も篠栗町出身でございます。

そうした将来有望な選手が結果を出した際に讃えられるような表彰規定が、私も必要だと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。はい、村瀬議員。

○議員（村瀬 敬太郎） やはり、今、町長の御答弁にもありましたとおり、昨今ですね、将来の篠栗町に活気を与えてくれるような方が増えているように感じております。

ただいまの答弁、前向きなお答えをいただいたと思いますので、早期の創設を願ひまして、1問目を終わりますして、続いて2問目に移りたいと思います。

○議長（古屋 宏治） 次の通告質問をお願いいたします。

○議員（村瀬 敬太郎） 次は「広報ささぐり配布の民間委託」についてでございますが、広報ささぐり配布の民間委託が進んでおると聞いております。

町民全体の利益を考えれば、等しく全世帯に届くという平等性があり、公平に税負担をしている方々にとっては期待もあるのではないかとと思われます。

現在は、自治会加入者のみが、区役員・組長さん方の役務負担の上に恩恵を受けております。

自治会の中で、様々な御意見があることは承知をいたしておりますが、一定の負担軽減効果があり期待感もあると思われれます。

組合の役事が負担となり、組合を脱退するという方もいらっしゃいますし、高齢化で組合の活動ができないという方も増加しております。

組合の負担を少しでも軽減することで、組合脱退の防止、また加入の促進にもつながると思っております。

今後どのように具体化していくのか、お尋ねをいたします。

○議長（古屋 宏治） ただいまの質問に対し答弁を求めます。はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは「広報配布の民間委託」についての御質問でございました。

本件も、総務課が所管しておりますので、まず総務課長から現在の状況を御答弁させていただきます。

○議長（古屋 宏治） はい、総務課長。

○総務課長（有隅 哲哉） お答えいたします。

現在、広報紙の配布は各行政区を通じて組合加入者に配布しております。

各区の役員及び組長の皆様におきましては、仕分作業及び戸別配布作業の負担が大きいきこと並びに自治体未加入者への広報紙が届かず、情報提供の公平性に問題があることなどが課題となっております。

議員御指摘のとおり、糟屋地区の市町の広報紙配布状況は、民間業者による全戸配布が大半であります。

区の役員、組長の皆様には、大変御負担をおかけしていることは、早急に検討しなければならぬと認識しております。

今後は、広報紙と共に配布しております冊子、回覧板、ポスター掲示等の配布物の取り扱いを整理いたしまして、自治体加入促進も含めて、区長会等の御意見を伺いながら、民間委託による広報紙の全戸配布の実施に向けて進めてまいりたいと思っております。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。はい、村瀬議員。

○議員（村瀬 敬太郎） 広報配布、公平性に大変に寄与するところでございますので早期の実施をお願いしたいところでございます。

先日、議会では区長会の皆様と意見交換をいたしました。

様々御意見もいただきましたが、その中に組合勧誘の際に少なからず組合加入のメリットを尋ねられると言う声がございました。

町民全体のことを考えて判断するのが町議会議員としての務めでもありますが、自治会の性格上、自治会加入のメリットというものも、少しは考えていかなければいけないのかなというような思いであります。

通告から少し離れますが、よろしければ町長、その辺りの所感だけでもいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、町長。

○町長（三浦 正） はい、今、村瀬議員からお話がありましたように、各区の在り方というのは、少し曲がり角に来ているかなということも私も感じているところでございます。

昨日、区長会の皆様方と懇親の場を設けましたが、やはり今おっしゃったような課題を、それぞれの区が抱えているということがはっきり私どもにも伝わったところでございます。

現在、私どもの町の包括業務委託協定を締結しております共立ソリューションズ様

と区の在り方について、あるいは、公民分館の在り方、子ども会育成会の在り方、PTAの在り方等々について、もっと働いている皆様方が取り組みやすいように事務局みたいなものをつくって、まちづくりの一生懸命やっている学生たちがパッケージ化した、こういうイベントをしたらどうですか、こういう行事をしたらどうですか、みたいなことを提供することによって、各区の役員の皆様方を負担を軽減するという仕掛けはどうかというような相互の提案をしております、これについて、令和8年度じっくり勉強会をして、令和9年度以降、篠栗スタイルの新たな区の在り方、それプラス、先ほど申し上げました子ども会育成会であるとか、公民分館であるとか、PTAであるとかの在り方を篠栗スタイルで発信できないかということを検討しているところでございます。

これにつきましては、現区長会の役員の皆様方や、あるいは地域のこういうまちづくりに対して造詣の深い方々等も一緒になって、手弁当で勉強会をしながら取り組んで、新たな区のスタイルを考えていきたいなと思っております。

そういう中で、「組合加入のメリット」というものもしっかり「区に入ればこんな楽しいことがありますよ」ということが明確に発信できるようなスタイルに変えていけたらいいかなというふうに思って、今から考えているところでございますのでよろしく願いいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、村瀬議員。

○議員（村瀬 敬太郎） 自治会をはじめですね、様々な団体で役員の担い手がないというような、同じような問題を抱えているということも分かってきております。

ただいまかなり踏み込んだ新しいお話もいただきました。

役員の負担軽減という点において有効な取り組みになるのではないかと。

また、この取り組みが新しいメリットにつながっていくのではないかとというような感想を持ちました。

これからということでございますので、ぜひですね、新たな区のスタイルが実現しますことを期待いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（古屋 宏治） 質問順位2番、横山和輝議員。

○議員（横山 和輝） はい、議席番号6番、横山でございます。

今回は「民有地無断伐採について」と「執行部によるオアシス篠栗温浴施設廃止における議会及び町民への説明について」二つの質問をいたします。

それでは、通告書に従い、順次、質問いたします。

まずは「民有地無断伐採について」質問いたします。

今年の8月頃、乙犬区で町民の私有地にある柿の木、栗の木合わせて十数本を町が所有者に知らせずに無断で伐採し、持ち出すという不可解な出来事が起こりました。担当課からは「誤って伐採した」としか議会に報告がありません。新聞数社も報道している中、議会に詳細な説明がないため、次のとおり質問いたします。

今回の事案について事の発端から伐採に至るまでの一連の経緯の説明を求めます。

また、伐採した本数と種類について、併せて伐採に要した公費の総額について尋ねます。

また、当該の所有者に対して町はどのような対応をとってきたのか、また今後どのような対応をとるのか尋ねます。

最後に、この伐採を許可した最終決裁者はだれか明確にさせていただきたいと思えます。以上、答弁をお願いします。

○議長（古屋 宏治） ただいまの質問に対し答弁を求めます、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、横山議員から「民有地無断伐採について」の御質問を頂きました。

今回の事案に関しましては、行政の基本であります「確認作業」の欠如によって、所有者の方には、財産である大切な木を失うこととなったことを深くお詫び申し上げますとともに、今後は、職員一人ひとりの意識とチェック体制、記録等の整備のさらなる強化を図りまして、再発防止に努めてまいります。

御質問につきましては、各項目とも都市整備課長から一連の質問に対して答弁をいたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） まず、「事の発端から伐採に至るまでの一連の件について」お答えいたします。

6月5日に地元区長が来庁され、地元住民の方から当該箇所の道に「樹木が生い茂って電線にもかかっており、通行にも支障が出ているので何とかしてほしい」との要望がございました。

この箇所の道路は、町道認定はなされていないいわゆる里道（りどう）、里道（さとみち）で、町が管理する道でございます。このため、同日区長と現場立会いを行いました。その上で、町が6月24日に伐採業務を発注しております。履行期間は、令和7年6月25日から同8月29日でございます。請負者により周辺の住宅へ伐採業務に関して、作業は8月18日から8月22日実施予定でお知らせのチラシの配布を

行い、この間で作業を実施しております。また、所有者宅にも8月5日に作業に入る旨の報告に伺っております。

8月24日（日曜日）に、里道に隣接する土地の所有者の方から町のホームページに問い合わせメールにて「所有地内の柿の木を勝手に切られている」との内容での申し出があり、翌25日に報告を受けたことから、直ちに現地にて区長と現場立会いを行うとともに、状況を確認したところ、所有地内の木を伐採していることを確認いたしました。

現場確認に出向いた時点で、所有者の方が役場に来庁されてあるとの連絡を受け、すぐに帰庁し、役場窓口にて本人からお話を伺っております。

その際、所有者の方には、現場を確認したうえで、誤って所有地内の木を伐採したことについて謝罪を行うとともに、改めて現場での立会いのうえ、伐採木についての確認と補償についての協議をお願いしたい旨説明いたしました。

同日、町長は不在でしたが概要報告し、副町長へも報告を行うとともに、所有者へ謝罪に伺うように指示があり、副町長、私にて、所有者宅を訪問し、今回の件について謝罪を行っております。

議会には、8月28日に、ここまでの経過の概要を報告させていただいたところでございます。

現在、補償額を算出するための造園業者などとの現場での伐採した木の確認作業と見積り依頼を行っているところでございます。樹種につきましては、所有者との現場での立会いを行い、詳細を詰めているところでございます。

「本数と種類」につきましては、所有者との協議中の内容でございまして、一部未確認・未確定の内容もございますので、今回答弁は控えさせていただきます。なお、所有者様との協議内容が整いましたら、改めて議会へ報告をいたします。

次に、「伐採に要した公費について」お答えいたします。発注しました業務委託の契約金額は77万円でございます。

「所有者に対して、町としてどのような対応をとってきたのか。今後、どのように対応するかについて」の御質問ですが、先の経緯についての御質問にて答弁したとおりでございますが、補償額の算定ができたうえで、所有者の方との協議を行ってまいります。

「この伐採を最終的に許可した決裁者は誰であるか」との御質問でございましたが、今回の伐採業務の決裁は財務規則に基づきまして、課長にて決裁をしております。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 質問に入る前に一言申し上げますが、今、町長は冒頭から謝罪から始まりましたけれども、この謝罪をするほどの町の失態なわけですね。今回のこの事案については、言ってみれば勝手に人の土地に入り、木を伐採して、それを勝手に持っていくわけです。

これはね、器物損害及び_____に当たるわけですね。言わば_____ですよ。ちょっとこの議場で_____という言葉を使うと取り消されますんで、違法行為という言い方にしますけれども、これだけのことをしておいてですね、町は何も議会にね、詳細な説明をしてこなかったんです。もうこれ3か月4か月たっています。

そういうところが新聞に先に載っているわけですね。町長、議会軽視も甚だしいと言わざるを得ません。やはり、そしてこういったケースが余りにも多過ぎる。都合が悪いことを説明しない。説明する頃には、もうどうしようもなくなっていると。その度に町長言われているじゃないですか。説明すると。議会に報告すると。でも今回も同じようなケースです。「今後気をつけてください」とは言いません。「いいかげんにしてください。」一言苦言を申し上げて質問に入ります。

今、答弁の中にですね「里道だと思った」と、「伐採した場所は里道だと思って、そこは町の所有だから切っているものだと勘違いした」と言われていますけれども、その里道だと判断した理由は何ですか。

というのもですね。ここは町が出した資料、所有者に渡した資料、私も見せてもらったんですけれども、どう見ても里道じゃないんですね、町の資料から見ても。

そして法務局に行って字図も取ってきました。字図を確認しても、里道じゃないんですよ。何をもって里道だと判断したか私には全くわかんないんですね。里道だといってみれば判断したですよ、どういった理由で判断したかをまずお尋ねします。

○議長（古屋 宏治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） まず、里道と判断したところがございます。これにつきましてはですね、冒頭でも説明しましたが、現地にまず区長と職員のほうで確認に行っております。その状態です、鬱蒼としておりました。それで当然、今、管理しているところの内側、水路側、北側になりますか、そちらにかかっております電線、これにも樹木がかかっていた状態がございます。かなり鬱蒼としておりました。

それでこの部分に関して、当然位置関係とかいうところがはっきり確認はできていなかったんですが、それをもってですね、この部分については私どもが管理する道ではないか。いうところで判断したうえで、今回の作業に入るというような話をさせて

いただいた次第でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） その現地見られたならよりですよ、私はおかしいなと思うわけですよ。

里道だと仮に判断した場合ですよ、電信柱に枝がかかって危ないと言った場合、なぜ幹まで根本から切るんですか。それでしたら枝でいいじゃないですか。

現地行かれたらわかると思うんですけども、切った場所ですよ。里道って言いまされども、十数メートル先まで切っているんですね。木を伐採しているんです。そこにかかる部分だけ切るのはまだ分かりますよ。ただその奥まで切っている。

しかもね、その所有者の土地だけ、そこだけを切っているんですね。

当然、現地を見たっていうのは分かっていると思いますけれども、この里道の先を見ればですね、そこに切ったところよりも里道に向かって生えている柿の木ってあるんですよ。そっちのほうが危ないんですよ。そちらを何も手をつけずにね、その人の土地だけの物を切るっていうのはね、それは理由にならないんじゃないですか。私は思います。

里道と勘違いしたっていうのは、誰が勘違いしたんですか。

あと根元まで切っていますけれども、誰がそれを指示したんですか。

そこをお尋ねします。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） まず、切った場所についての区間についての話であります。

これにつきましてはですね、地元からの要請を受けたうえで、区長さんのほうから相談を受けたうえで、現地を確認したうえで、その中で支障となっている区間、ここまで、「この区間がちょっと難しいよ」と、かかっていたり、通行に支障が出ているということで、申し出を受けましたのでそれに基づいて、まず行っております。

それと、思い切って全部伐採しているのはどういうことかという話でございます。

当然、町が管理する道ということで判断したうえでのことになりますが、当然その中で、枝を切って処理をするというそういう判断もあると思いますが、里道という前提で私どもが判断したときにですね、じゃあ強剪定で、数年後また生えてきて支障になるということが考えられた場合に、もう移動時期という判断のもとで、その中でもうこの際、きっちりきれいに伐採してしまおうというような判断が働いたということでございます。

それについての指示は私のほうでやっております。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） やはり腑に落ちないんですね。里道だと判断した。分からなかった。分からないわけがないんですよ。町の職員が。

ここが町の所有物か、それとも私有地なのかなんですね。それは当然、あなた方、固定資産税とか請求しているわけじゃないですか。その所有者にですね。里道だと思っただころに、固定資産税を請求しますか。分かっていると思うんですね。

ちなみにその伐採した木はどうされたんですか。その所有者の物だったその木はですね。切った後どうなったんですか。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） はい、伐採木についての処理でございますが、町の残土処理場、こちらのほうに全て搬出してそこで処理をしております。以上です。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） これを伐採するのに、77万円でしたっけ。77万円かかっています。とこれどう処理されるんですかね。当然先ほど冒頭で私も言いましたように、これはね、違法行為にあたると思いますよ。で、違法行為を町が行っていると。今後、この、今当然ね、町費を使ってこれをしたと思うんですけれども、今後決算とか出てくるでしょう、このことは。ただ違法行為ともとれるようなことをしましたと町が、そのため77万円使いました。じゃそれ認めてくださいね。って言われてもやっぱり議員としてはね、認めれないですよ。認めてしまうとそれは加担したようになりますのでね。

当然、自費でやってもらわないと、また賠償に関してもですね、自費でやってもらわないと、やっぱこちらも、通すわけにはいきませんので。どのように、このかかった費用、今後かかる費用を、処理されるのか、そこをお尋ねします。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 本件につきましては、監査委員から行政監査の指摘を受けておりまして、監査委員会のホームページ、私どもの町のホームページから引き出せるわけですけど、こういうことがありましたという意見書をいただいております。

それに対しまして、私どもは監査委員に対して、組織的におこなった町の業務としておこなったことがどういう間違いがあったかということをしっかり把握したうえで、しかるべき対応をしたいというふうに申し上げたところでございます。

今、議員がおっしゃったように77万円につきましては、町の予算で執り行うものではないという御指摘もいただいておりますので、私どもも組織的に対応する組織的についていうか、課長が伐採権の責任を取った責任者であるということは言いましたけれども、最終的に私が全体の責任者であるわけですから、関与した組織の人間について応分の負担をして弁済しなければいけないというふうに思っているところでございます。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 実際、この事案が起きて3か月4か月、もう今、既にたちましたけれども、やはり賠償は当然していかないといけない。もう、本来もうそこら辺がですね、話は固まっているもんだと私も思っていましたけれども、聞いている限りではまだ固まっていない。やっぱりいつまでに、決着をつける予定ですか。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 先ほど、堀課長から申し上げましたように、立木であった木の樹種であるとか、大きさであるとか、色々なものにつきまして、まだまだ先方との最終的な確認がとれてない状況でございますので、具体的な賠償についての話のテーブルにのってない状況でございますので、これについてはしかるべく早急な対応をしていく努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） それでしたら、今回はここまでで質問終わりますけれども、詳細の説明をね、細かく今後、議会にも報告するように要望して、次の質問に移ります。

○議長（古屋 宏治） 次の通告の質問をお願いします。

○議員（横山 和輝） はい、では次の質問に移ります。次の質問は「執行部によるオアシス篠栗温浴施設廃止における議会及び町民への説明について」です。

9月定例会において、オアシス篠栗の温浴施設廃止が可決されました。しかし、その廃止に至るまでのプロセスが余りにも強引なやり方だと言わざるを得ません。

25年間福祉施設として町民に利用され続けたにもかかわらず、担当課からの「廃止にあたり、住民説明会を行えばトラブルになる可能性がある」と理解し難い理由で町民に知らせることなく審議を行いました。

その結果、事後報告のような形で知らされた多くの町民から、執行部及び議会は諍りを受ける事態となっています。これは町が町民軽視した結果であると思います。

このことを踏まえたうえで、次のとおり質問いたします。

町長及び担当課は、「この廃止に際して、町民から多数寄せられた意見、要望に対

してこれまでどのような対応を行ってきたか」。

その中で「実際の声を聞いて町長の温浴施設廃止及び解体の考えに変化はあるのか」。

最後に、「9月議会では、オアシスバスを廃止し、オンデマンドバスに移行する報告がありました。これは令和8年9月に計画調査を始め、令和10年10月に運行開始できるようにする計画であります。このように何かを廃止し変更するにあたり、長い期間をかけているにもかかわらず、なぜ温浴施設は急ピッチに進めるのか。今からでも遅くないので町民の声に耳を傾け慎重に行うべきだと思いますが見解を求めます。」以上です。

○議長（古屋 宏治） はい。ただいまの質問に対し答弁を求めます。はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは「執行部によるオアシス篠栗温浴施設廃止における議会及び町民説明について」に関しまして、三つの質問をいただきました。

まず、1番目の町長及び担当課は「この廃止にあたって町民からの声が多数あった中で、どのような対応を行ってきたか」ということについてでございますが、9月議会での篠栗町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案可決以降、署名活動、あるいは直接のお手紙など、廃止反対や説明不足といった御意見を多数いただいております。

町民に知らされることなく決定されたと受け止められ、多くの御不安と御不信感を招いてしまったことにつきましては、行政の長として責任を痛感しているところでございます。

具体的な対応といたしましては、まずは皆様の声を直接お伺いする場が必要であると考え、去る11月14日に町政報告会という形で開催いたしました。その場におきましても、単に廃止への御理解を求めるだけではなく、温浴施設が利用者の皆様にとっていかに大切な場所であったか、またプロセスに対する御意見をたくさん拝聴いたしました。

私は、本定例会の諸情勢報告において「11月14日に、9月定例会での審議を受け、その後の投書等による町民の皆様の御意見もいただいていることから、クリエイト篠栗大ホールで令和7年度町政報告会という形で開催いたしました。説明会でのオアシス篠栗に関する御質問を受けて、12月定例会後に日程を調整して、御質問を受けての町の考え方を再度御説明する機会を持ちたいと考えております。」と申し上げました。年内に御意見をいただいた皆様を対象に、町の考えを御説明する機会を準備したいと考えているところでございます。

2番目の「実際の声聞いた中で、町長の温浴施設及び解体の考えに変化はあるか」ということですが、利用者の皆様の声を直接お伺いし、私自身の考えに変化があった部分と、責任ある立場として堅持すべき部分の双方がございました。

まず、堅持すべき点ですが「老朽化した温浴施設を現状のまま公費を投入して維持することは困難である」という9月議会で説明しました財政的な判断の根幹につきましては、将来世代の負担を考えて変わりはありません。しかしながら、進め方や廃止後の在り方につきまして考慮すべき点があると思っております。トレーニングルームの機能維持を求め声を受け、当初の計画どおり、温浴施設にあわせてトレーニングルームも廃止することに関しましては、住民福祉の観点から、適切な対応が必要ではないかと考えているところでございます。まずは頂いた御意見を踏まえ、トレーニングルームの存続の可能性や住民福祉の向上に即した跡地利活用の形につきましても、改めて議会の皆様と御協議の場を持たせていただきたいと考えているところでございます。

3番目に、「オアシスバスの廃止オンデマンドバス化については、2年間の長い検討期間を持っている。なぜ温浴施設は急ピッチに進めるのかということについて」でございます。

まず、両者のスケジュールの違いは、主に対象となる課題の性質にも起因していると考えております。

バスの意向は交通システムの変更でありまして、周知期間や代替手段の構築に時間をかけることが可能でございます。一方、温浴施設につきましては、物理的な限界と、財政的な流出という待ったなしの課題に直面しておりました。また、基幹設備の老朽化により、安全性を担保できない状況で運営を漫然と引き延ばすことは、万が一の事故を招く恐れがございます。さらに、財政面におきましても温浴施設を維持するために廃止する場合、と比較いたしましても年間約5,500万円の公費を負担し続けなければならない。議論のための結論を1年2年と先送りにするという事は、その期間分だけ数千万円の公金を継続的に使い続けるということの意味するわけでございます。

このように、安全面と財政面の両方において、これ以上の先送りが許されない状況であったため、指定管理期間の満了という節目に合わせて、廃止という判断をさせていただき議会に提案したものでございます。しかしながら、その期限を優先する余り、住民の皆様への説明が十分でなかったことに関しましては、行政として反省すべき点があると認識しております。先ほども申し上げましたとおり、利用者の皆様への次の説明会を開催するとともに、今後の方針につきましては、議会の皆様とはしっかり協

議してまいります。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 今、町長の答弁の中でオアシス篠栗を存続するのは難しいと財政的にも物理的にも難しいと。言われましたけれども別にそういうことを、今回聞いてるわけじゃないんです。なぜ事前に説明しなかった。そこなんです。

仮にこれが町長の言うとおりです、オアシスがもう今後、本当に継続するのは難しいだとか、もう、故障ばかりして、もう壊れてしまうとか、もしそんな話があったとしてもですね、ここは公共施設なんです。学校とかも図書館も体育館も武道館も、同じように公共施設なんです。そこを廃止するわけですから。廃止するというか、町長の私物じゃないですからね。公共のもんですから、そこを廃止するときに、それは当然、住民の周知を徹底して、住民の話を聞いて、理解してもらって初めて廃止にできるわけですよ。これ施設が老朽化してるだとか、存続にお金がかかるとか、それがね、町民に説明しなくていいっていう理由にはならないんです。

それを今回は、故意に住民説明しませんと。担当課から、9月議会に言われましたけど、その結果今どうなっているか。当然疑われるんですよ。当たり前ですよ。やることやってないんですから。

私のところよう声が来ますよ。昨日も来ました。町長は、住民のこと何も考えてないじゃないか。またそれで解体もするって話も出てるので、

本来であればそこをきちんとしてやらないといけない。

ただ、そう思われるのは不本意だと思います。_____

それでしたら、今後説明会もするとか言われましたけれども、まずは白紙撤回をして、廃止を撤回してですね、本来どおり、従来どおりに。まずは住民説明会、説明して、ちゃんと理解してもらって廃止を出す。形にするべきじゃないでしょうか。まずね。今の現状でいうと、3月31日にオアシスが閉じる状態。これ変わってないんですよ。その中で説明会を行ったところで、これ説明にならないかもしれないです。ただの言い訳に聞こえるかもしれないんです。特に住民から、よりそこら辺理解しても

らうというならば、まずここで公言してもらいたいのは、廃止を撤回する。そのあときちんと順番、手順を踏んでやれば私たちはそれ町民がちゃんと納得したと。廃止してもいいという声がちゃんとあるっていうならもう私も反対できないんです。

そうなる、きちんとそう手順を踏んでやるべきだと思いますけど町長はどう考えますか。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまの答弁をする前に、議長において、暫時休憩頂いて、議員の議会に対する不穏当な発言、私に対する事実と全く違う発言については、謝罪していただくような御指示を頂くことを要求いたします。

○議長（古屋 宏治） はい。暫時休憩といたします。

（暫時休止中）

○議長（古屋 宏治） それでは、再開いたします。

_____はい。それでは、町長お願いします。

○町長（三浦 正） ただいまの発言のようなことは決してないという、最後のほうには、そういう言葉もありましたけど、あり得ませんので、御理解頂きたいと思いますが、少し私のほうからお話しさせていただきますと、オアシス篠栗の問題につきましては、ここ数年間ずっと定期監査報告の中で、監査委員から御指摘を受けておりました。これについては、議会の皆様方も共有しているものであろうかと思っているわけでございます。

令和2年、令和元年度の監査におきましては、温浴施設の設備については、多額の更新経費が見込まれることから、町民の日常の入浴に支障がなければ、費用対効果を勘案して廃止も検討されたいというのが令和2年のときの御指摘。

令和3年では、オアシス篠栗温浴施設の見直しという項目を挙げていただきまして、監査委員から、自治体による温浴施設は、1990年代に集中的に建設されて、一つのブームを迎えていた中オアシス篠栗の温浴施設も開設された。現在の入浴料は330円または230円と低額であり、今後の施設の維持管理費を賄うことは到底できない。さらに、利用者の6割は町外者であり、そこに多額の財政負担をするのは税の使途として問題があると言わざるを得ない。開設から20数年が経過し、町民のニーズやコロナ禍での社会経済状況が変化している中で、費用対効果等を勘案し廃止、他用

途への転換をあわせて検討されたい。

令和4年には、同様の内容で、オアシス篠栗の温浴施設については、現在検討されていると思われるが、引き続き費用対効果等を勘案し廃止、他用途の転換をあわせて検討されたい。

令和6年度は、令和5年度の監査報告でございますが、令和5年度の入浴施設利用者は、コロナ禍前の平成30年度と比較して、62.9%減少しており町内利用者は48%、町外利用者は52%です。これはコロナ禍に加え、サウナ、露天風呂の機械の老朽化による閉鎖が大きな要因と考えられます。再稼働を望む利用者の声が多く寄せられている。しかし、今後の利用者傾向や維持費用等を考慮しながら入浴施設の継続が必要かどうか、慎重に検討されたい。

というふうな御意見を頂いた中で、私どもも廃止ということに踏み込んだわけですが、この令和5年度のところで、入浴施設の継続が必要かどうか慎重に検討されたいという項目につきまして、部内では慎重に検討して最終結論に至ったわけでございますけれども、そして今年の9月に議会での提案を議会に対して御提案をしたわけでございますが、今お話ししましたような経過を踏まえて、ここを七、八年ずっと検討してきたということは御理解頂きたいというふうに思っていること。は、1点あります。しかしながら、議員が御指摘されましたように、説明が非常に不十分だったんじゃないかということは、今私どもが議案を提案し方向性を決めた時点での反響を考えますと、そういうことも一理あるなというふうには思っております。

最終的に、白紙撤回したらどうかというようなことをこの場で申し上げるわけには、到底いきませんし、賛成頂いた議員の方々もいらっしゃるわけでございますが、今私が申し上げるのは冒頭の答弁で申し上げたとおり、令和8年3月31日廃止、他の用途に向けては皆様方と協議して色々考えて住民の多くの住民の皆様の理解を得られるような対応をしたいというふうなことを考えているところでございます。以上です。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 町長はこの場で公言できませんと。廃止撤回するのは。私はしていいと思いますよ。町長は自分の説明でもですね、説明が足りなかったと少し町民の話ももっと説明するべきだったと。言われてるわけですから。これは私は特別にですね、オアシス篠栗をより慎重により丁寧にするべきだ。そういうことを言ってるわけじゃないんですね。従来どおりです。ほかの公共施設を廃止するときもつくる時も当然住民説明会もするし、それに対して議会もしてもらいますそういうのを町がやってきたわけですから、ただ、オアシス篠栗に関してはそこをしてない。そこが問題

だと私は言っているんです。オアシスが存続が難しいとかどうかそれはね、今回質問してないんです。

町長に本当に、町民の話を聞く気持ちがあると、本当に町民のために、そこら真剣にするっていう考えがあるなら、白紙撤回をこの場で公言してですよ。そのあと、従来どおりです。従来どおりで説明会を開いて、町民からの理解を得ればいいと思います。そのあとに廃止案を出せば、それこそが本来行政があるべき姿になると思いますが、けれども、町長の考えはどうでしょう。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 貴重な御意見として承ります。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 一言で終わりましたけど。ということはもう廃止撤回する気はない。あんまり言うともた、取り消されちゃいますんでね、余り過激な言葉は使いませんが、ただ当然そういう言葉を聞くとはです、ただ廃止撤回するつもりはない3月31日に閉まるわけですからその後に説明会をすと言っても、はぐらかされるんじゃないかと。やっぱそういうふうに思うと思いますよ。私は、それは説明会とは言えない。もう本当に先ほども言いましたけど、言い訳をする会になってるんです。もうそこで廃止撤回せずに、説明しますともう廃止が決定してる状態を説明して一体何の説明会ですか。言い訳はするかもしれませんが。こういう理由で廃止しないといけない。でもそれは従来、廃止が決まる前にやらないといけないんです。本当に、町長はそうオアシス篠栗利用してる人であったり町民のことを考えてるっていうならば、別に廃止撤回して何が問題だろうと思います。そんなに急ぐ理由もないと思うんです。

要するに廃止をね、1年先になろうがどうだろうが、そこまでに急ぐ必要ないですし、そもそも、この話が出たのが7月です。9月に廃止決定です。当初予算でも出なかったですよ3月に。やっぱそこはきちんと、公共施設ということ、思っ、町民のためを思っ、するべきじゃないですか。どうでしょう。

○議長（古屋 宏治） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 度々申し上げますが、ただいまの御意見も含めて、私も貴重な御意見と思うわけでございます。

12月の議会後にやるっていうのが、今おっしゃったのは帳面消しのようなことをして何になるっていうこと。であろうかと思うんですが、決してそういうことではないと思っております。この前、14日に説明をした中でいろいろ御質問を頂いて私は何

も答えておりません。そういうことに対して、少しでも御理解頂けるような場を持って、私が説明をするっていうのは大事な機会じゃないかと思っておりまして、決して帳面消しのためにやるわけでも何でもないの、その辺のところは誤解のないようにしていただきたいと思います。

○議長（古屋 宏治） はい横山議員。

○議員（横山 和輝） それでは、今後説明会をするって言いますけれども、それはどういった説明会をするんですか。廃止が決定してるんですよ。廃止が決定してる中で町民の声を聞く声と、廃止はまだ決まってない状態での聞く声、それは当然違いますよね。

それはやっぱりね、白紙に戻すべきじゃないですか。町民も困ると思いますよ。焦ると思います町民の方も、もう廃止をどうにかして、考え直してもらわんといかんと思うのと。きちんとオアシスに対して、どうするか建設的に考えようと。町民も協力してですね、スタンスが違うと思うんですよ。そうすると町長は、そのスタンスが違うままで説明会入るっていうんですか。私は、そこは考え直したらいいと思いますけど、どうでしょう。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 度々申し上げますが、横山議員の考え方もありということをおも理解しつつ、次回の説明会に臨みたいと思っております。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） そこまで、かたくなにしてですね、廃止をすぐに決めて、その状態のままにする、もうどうにか3月31日。もうこれはね、傍から見ればですね、どうにかして3月31日で廃止したい。いうふうに見えるわけですよ。町長はそんなつもりじゃないとしてもです。そうだとしたら、なぜそこまでして急がないといけな
いのか。私は、全く理解できないです。あんまり言うとな、また取り消されますんで、
どうしましょかね、余り過激なこと言えませんが、

撤回して
本来どおりですよ、従来どおり、今までそうやって、やってきたわけですから、公共施設に対して、それを今回はしてないんです。だから従来どおりしましょっていうだけを、かたくなにそれはしませんと。もう廃止は決定したから、それはおかしいんじゃないですか。私はそこまでむきになって、これがきちんと町長が手順を踏んで廃止を決定した。それで納得いかないと私が言ったらそれは当然おかしいですよ。でも今回は手順を踏んでないんです。町民に事前説明してない、理解してもらってない、

意見も聞いてないと。

そんな状態で決めて、それをかたくなに取り消さずに行います。_____

_____あまり言いませんけれども、そういった状態になると分かってた上で、このまま進めますか。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。拍手はやめてください。すいません。

○町長（三浦 正） 非常に不本意な発言であろうかと思っております。疑われるんじゃないかとかいうことも、先ほど私が暫時休憩してお願いしたにもかかわらず、これ以上言うと云々というようなことを言いながら、そういう発言をされることは、私にとって非常に心外でございます。

私がここで白紙撤回という表現をできないというのは、54号において議決を頂いている賛成を頂いた議員の前で、その議員の皆様方に対して裏切るような行為をここで一般質問の中で言えるわけがないでしょう。

白紙撤回なんて、それはしっかり考えてくださいよ。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） その意思是言えるでしょう。廃止撤回は、じゃ言えません。で、そういった意思もあります。廃止を、今後考えてそういう説明会臨みます。そういうことは言えるんじゃないですか。今、町長の答弁してることは、もう全くそこには手をつけない。そのまま説明会を行います。そういうことなんです。

それで先ほど、疑われる云々言いましたけど、それは不本意だって。だから私は言ってるじゃないですか。そういうことは、不本意じゃないですかって、正直そう思われるのは、だからこそ従来どおりやりましょうと。私は言ってるんです。それだけです。何も失礼なこと言ってるつもりもありません。

○議長（古屋 宏治） 横山議員。

○議員（横山 和輝） もう取りあえずその町長ね、どう考えてるか大体分かりました。ただ、私も、町民の選挙で選ばれた身としては、やっぱり町民の味方ですよ。そういうね、きちんとやらないことに対してはこれからも、やっていきますし、町長はそういう考えじゃないってのは、今日分かりましたので、私は私なりにしかるべき措置をとりながらやっていきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（古屋 宏治） 質問順位3番、崎山佐穂議員。

○議員（崎山 佐穂） 議席番号1番、崎山佐穂でございます。

通告に基づき質問いたします。

11月2日に開催されたささリンピックは、多世代が楽しめる大変活気のあるイベントでした。御尽力頂いたスポーツ協会やスポーツ推進委員をはじめとする関係者の皆様に敬意を表します。

しかしながら、ささリンピック参加者のほとんどがスポーツ協会所属の子供たち、あるいは既存の競技者で占められており、スポーツ団体に所属していない町民へ十分に裾野が広がっているとは言いがたく、もったいないなと感じました。

御承知のとおり、運動スポーツ習慣は健康寿命の延伸に大きく寄与することが、これまでの多くの研究で明らかになっております。

誰でも気軽に参加できるスポーツ環境の整備は、町民の健康づくりを支え、コミュニティづくりの重要な政策基盤です。

一方で、町民からは、健康のための運動は健康課、介護予防視点では福祉課、生涯スポーツは社会教育課と分かれているためか「どこに相談すればよいか分からない」、「運動プログラムの情報が散在していて見つけにくい」、「既存グループにいきなりは入りづらい」といった声が寄せられています。

それは健康とスポーツの所管が、同じ運動であるにもかかわらず、縦割りになっていることで、町民に必要な情報が届きにくいという状況があるからと考えます。

スポーツは競技者だけのものではなく、健康づくり、介護予防、生きがい、地域交流、居場所といったまちづくりを支える重要な要素であります。

そこで、以下の3点について伺います。

質問1、スポーツ協会所属者以外の町民も参加しやすいよう、ささリンピックをはじめとした町のスポーツイベントをどのように改善していくお考えか、方針を伺います。

○議員（崎山 佐穂） 質問1で、お願いします。

○議長（古屋 宏治） はい、ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、崎山議員から「生涯スポーツの視野を広げて、町民の健康寿命を延ばすまちづくりを」というテーマで御質問を頂きました。

まず、1番目の「スポーツ協会所属以外の町民も参加しやすいよう、ささリンピックや町のスポーツイベントをどのように改善していくか」という方針についての御質問でございました。

ささリンピックについては、昨年度から導入いたしました幅広い年齢層が参加でき

るモルック、その他グランドゴルフ、キッズサッカー、スポーツ体験コーナーなど、幅広い世代が楽しめる競技種目を設定いたしまして、スポーツ協会、スポーツ推進委員及び各学校等の参加者増加に向けた開催の周知支援、運営協力等のもと実施しているところでございます。

さらに、企業等との連携により、多様な参加機会を提供しており、大塚製薬株式会社とは、健康づくり、食育推進、スポーツ振興等に関する協定に基づく支援を受けているほか、株式会社新生堂薬局による健康測定やがん検診啓発等の健康づくり支援事業、明治安田生命保険相互会社との各種検診普及・啓発の連携等を行っているところでございます。

また、ライジングゼファーフクオカとのバスケットボール体験コーナーの実施、エフコープ生活協同組合からの参加者のノベルティ協賛、福岡県レクリエーション協会による体験コーナーの運営など、官民一体となった取り組みを展開しているところでございます。

しかしながら御指摘のとおり現状はスポーツ協会所属者や既存競技者の参加に偏る傾向は否めません。より多くの町民の皆様気軽に参加頂けるよう、引き続き、初心者・親子向け種目の設定等について検討し、企業・団体との連携をさらに拡大しながら、生涯スポーツの普及促進の機会として、誰でも参加しやすいイベントへと改善を図ってまいりたいと考えております。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） それだけたくさん、その人が来れるような仕掛けづくりというのを町のほうも考えていると、今おっしゃられたと思うんですけど、モルックのほうは、どなたでも、初心者でも出来るというスポーツですけど、それがなぜそのスポーツ協会所属の子供たちのみしか来ないか、という分析は行いましたか。

○議長（古屋 宏治） どちらが答えられますか。

はい、社会教育課長。

○社会教育課長（横内 綾子） はい、分析等々は行っておりませんが、広く、広報のほうで、学校とかですね、そういうところでは広報をしておりますけれども、なかなか参加者が、一般の方の参加者が見込めない状況ではあります。

○議長（古屋 宏治） はい、崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） それについては、やはり広報の仕方が、今篠栗町は、ウェブサイトも LINE もまた学校経由のチラシも私も子供を通して見ましたが、なるべく早い段

階で募ったりということが、ちょっと遅れている状況なのかなと感じています。なので、そこを改善して頂けるだけでも、それと所属してない子供も大丈夫だよ、という明記とか、もっと工夫できる点があるかなと思います。

またそうやってアップデートしていただく中で、キッチンカーでしたり、健康食品やスポーツ用品販売など、もっとスポーツ、今はしてないけど、やってみようかなという、この体験してみよう、見に来てみようかな、という出てきやすい動線づくり、環境づくりというものを、提案したいですけど、それについて、社会教育課のほうはどういった、今後の新しい対策というか、考えてありますか。

○議長（古屋 宏治） はい、社会教育課長。

○社会教育課長（横内 綾子） はい、町民の皆様の参加状況や意見、他自治体の事例なども参考としながら、参加しやすさの向上につながる要素を幅広く検討していきたいと考えております。

例えば、現在導入している種目の年齢、人数等の参加条件や、その他種目構成の在り方、周知方法の工夫など、参加者のハードルを下げるような観点から総合的に整理し、必要に応じて見直しを図るという方向で検討を進めてまいります。

○議長（古屋 宏治） ほかに再質問ありますか。

はい。じゃあ、2問目どうぞ。

○議員（崎山 佐穂） 2問目です。既存施設を活用したスポーツ講座の拡充やウォーキングなど、軽運動を含めた誰でもいつでも参加できる運動の場を、どのように創出していくのか計画を伺います。

○議長（古屋 宏治） はい、どちらがお答えですか。

すいません。三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまの「既存施設を活用したスポーツ講座の拡充や、ウォーキング等の軽運動を初めとする、誰でもいつでも参加できる運動の場の創出」という御質問でございました。

町では、総合計画や社会教育プラン、ささぐり健康プランに基づきまして、生涯スポーツの促進、普及促進や運動習慣づくりに取り組んでいるところでございます。

既存の体育館や公園を利用し、スポーツ推進委員や各団体と連携しながら、誰でも参加しやすい運動の場づくりを進めてまいりたいと考えます。具体的にはモルックやボッチャなどの軽スポーツの普及、体力測定会やラジオ体操の活用、ささリンピックなどのイベント開催等々でございます。

また、施設の改修や近隣施設、アクション福岡であったり粕屋ドームであったりす

るわけですが、そういう施設との連携によりまして、安全で利用しやすい環境づくりにも取り組んでまいりたいと思っております。

こうした取り組みを通じて、年齢や性別を問わず、町民の皆様がいつでも気軽に運動を楽しめる機会を今後も広げてまいりたいと考えております。とはいえ、これにつきましては、先ほど御指摘ありましたような住民への周知徹底というのが1番大事な要素であろうかと思っておりますので、御意見を踏まえまして、これまでどおりの周知の仕方、プラスアルファの部分をしっかり考えてまいりたいと思っております。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） 町のほうの計画も、しっかり立っているとは思いますが、先ほどあった、やっぱりジム、の町営ジムが一旦閉鎖される、改装されるというところで、今、通ってある方が、やはり健康課から、「通ったほうがいいよ」ということで通っているという声も聞きました。ということは町のほうも代替の運動場所だったりと、あと情報提供というのが必要なのかなと思うんですけど、そういった町民の健康維持のための情報提供、それから代替の運動場所という情報提供は、どのようになさるのか、質問です。

○議長（古屋 宏治） はい、健康課長。

○健康課長補佐（有隅 恵子） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、健康課のほうで、トレーニングルーム等の御紹介のほうは、健診結果説明会等でさせていただいております。これにつきましては、今後、オアシス篠栗のトレーニングルームの在り方等を加味しながら、また町内には様々な民間のトレーニング等が、多々今存在しておりますので、そちらのほうと連携をとりながら推進のほうをしていきたいと思っております。

また、あわせて、今年度より体成分測定等の機器をオアシス篠栗のほうにも導入いたしまして、多くの方に、皆様の筋肉量とかですね、脂肪量とかの測定ができる機械とも設置しておりますのでそちらの機械等を利用しながら皆様の運動管理に関しましても、支援のほうをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） ありますか、ほかに。

はい、崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） 場所が変わったり、一人一人の状況が変わったりしても、寄り添った対応をしていただけるようお願いして、第2問目を終わります。

○議長（古屋 宏治） はい、それでは3問目お願いいたします。

○議員（崎山 佐穂） はい。このように、運動に関わるところが課を横断しているという現状があります。課を横断し、既存の生涯スポーツや健康推進プログラムを町民がより活用できるよう、情報の一体的な案内体制が必要ではないかと思いますが、町の考えを伺います。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまの「既存の生涯スポーツ健康推進プログラムを町民がより活用できますよう情報の一体的な案内体制を構築していく考え」ということでございました。

現在、運動スポーツに関する情報は複数の所管に分かれておりまして、どこに相談すればよいのか分からないといった現況を踏まえまして、健康課が行う「スロージョギング教室」や福岡健康ポイントアプリを活用した「健康ポイントキャンペーン」などの健康づくり事業や、福祉課が行う、身体状況に応じて運動強度を選択できる「元気もん教室」などの介護予防事業、さらに社会教育課の生涯スポーツ事業といった各課が実施する取り組みを集約して、広報紙やホームページ上で情報を一体的に掲載できる仕組みを検討してまいりたいと思っております。

このスポーツ関係に限らず、住民の皆様がホームページ等で見たときに分かりやすいような、もう1回で「こういうことがあるんだ」というふうに分かるような、ホームページの在り方とか、広報の在り方というのは、今、私どもも町長会の中でいろいろ情報が新しくなってきたりしておりまして、検討しているところでございます。そういうことも含めまして、案内の統一化や、あるいはイベント・講座情報の集約、検索性の向上などもしっかりと取り組んで、住民の皆様が必要な情報に、ダイレクトに簡単にアクセスしやすい体制をつくっていきたいと思っております。

○議長（古屋 宏治） 再質問は、ありますか。

はい、崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） はい、今のようにハード面のホームページだったり、案内というところが分かりやすく住民町民にダイレクトに届くようになることが、まずは本当に必要なことだと思うので、前向きな答弁で、今後改善されることを祈っています。

それに関してですが、やはりハードな面、ホームページだったり、パンフレットだったりということだけでなく、職員の皆様も、どの課がどんなプログラムを用意しているか詳しく知らなくても、お互いにしっかり共通認識を持っていただければ、窓口で「ないよと言われた」みたいなことがなくなると思っておりますので、ハード面での案内

体制の強化と、職員の皆様の意識向上をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（古屋 宏治） 質問順位 4 番、吉本文枝議員。

○議員（吉本 文枝） 議席番号 3 番、公明党、吉本文枝でございます。

通告に従い一般質問いたします。

子供から高齢者まで、町の福祉は一本の線につながっています。子育て支援を整えることは、結果として、高齢者福祉の安定にもつながることから、本日は、子育て支援について質問いたします。

1 問目は、「こども誰でも通園制度の準備状況」についてです。

これまでの子育て支援の現場では、未就園児を保育施設に預けていない保護者の孤立相談の場の不足といった課題が指摘されてきました。今は核家族が多く、保護者は孤独になりやすいという現状があります。保護者の孤独感や育児の不安が大きくなれば、子育ての継続性や子供の健やかな発達に影響を及ぼすことも懸念されます。

この制度によって、家庭とは異なる成育環境で、同世代の子供と関わる機会に恵まれることは、健やかな成長につながり、誰もが安心して子育てできる社会の実現という大きな意義を持つと考えます。

そこで、3 点伺います。

1 点目、国や県からの情報収集や制度設計に関する保育施設への説明はどのように進められ、どの程度進んでいるのでしょうか。自治体によっては、制度への理解が十分でないところもあるとお聞きしておりますが、本町はいかがでしょう。

○議長（古屋 宏治） はい、ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） ただいま吉本議員より、「こども誰でも通園制度の準備状況」について御質問頂きました。

このこども誰でも通園制度は、2024年度から段階的に導入され、2026年度から本格的に実施される予定です。この制度は保護者の就労状況にかかわらず、0歳6か月から満3歳未満の子供が保育施設を利用できる新しい仕組みであり、幼児教育にとっても大変意義深いと考えております。

この1問目の①から③に関しましては、所管しております、こども育成課長のほうからお答えさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（古屋 宏治） はい、こども育成課長。

○こども育成課長（藤 幸三） はい、こども育成課です。

ただいまの御質問、1問目をお答えいたします。

この制度を導入するために、現在は、条例の制定や予算の確保などの準備を進めております。本定例会におきまして、誰でも通園制度の「篠栗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の審議をお願いしているところでございます。

国からの情報収集につきましては、福岡県、こども家庭庁成育局保育政策課による制度説明をはじめ、既に実施してあります福岡市や北九州市などの事例報告、そのほか「こども誰でも通園制度に関する Q&A」など、様々な情報の収集をしている状況でございます。

保育施設の説明につきましては、昨年度から制度についての情報の提供などは行っております。なお本年度につきましては、7月に保育施設長会議を開催いたしまして、この会の中で、こども誰でも通園制度の実施に関する手引や制度に関する質問、また不明な点などについて協議を行っている状況でございます。

なお、この7月の会議の時点でございますけれども実施を希望したいという園が2園ほど手が挙がっておりますけれども、7月時点の報告でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、ありますか。

ありませんか。はい、2問目お願いします。

○議員（吉本 文枝） 2点目、制度の円滑な導入には、対象となる未就園児の状況や保護者の声を反映することが不可欠だと考えます。どのようにニーズを把握していかれるのか、また、まだとられていないのであれば、今後の予定を教えてください。

○議長（古屋 宏治） はい、こども育成課長。

○こども育成課長（藤 幸三） はい。2番目、2問目の御質問にお答えいたします。

まず対象となる未就園児や保護者のニーズにつきまして、特に難しいと思われているのが、利用が見込まれる未就園児のニーズ把握と必要量の推計でございます。町内に満3歳未満児が何人いるかは把握できても、そのうちに何割ぐらいがこの制度を利用するかなどを把握するためには、改めての利用のニーズの調査を行うのが理想ではございますが、そのための費用や時間などを考えると、実際には簡単ではないということが思料されております。

なお利用ニーズの把握につきましては、例えばですが、現在、一時預かり事業の利用者などに、こども誰でも通園制度の利用の意向を調査するなど、現在検討している

状況でございますけれども、現段階では、国基準による算出方法により必要受入れ時間数及び必要定員数などを算出しまして、来年度の実施見込みについて勘案いたしまして、今後申請を受け付けていきたいと思っております。

○議長（古屋 宏治） はい、吉本議員。

○議員（吉本 文枝） 今後、受け付けていくというのは、いつぐらいから受け付けを始められますか。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○こども育成課長（藤 幸三） はい、実際は制度自体はもう、試験的な実証は現在行われているんですけども、篠栗町におきましては、今の実施基準などを参考に、来年度の4月1日からスタートしていこうと思います。

また事前の準備段階としての意向で、今後また国の動向などを注視しつつ、受付の時期につきましても、改めて協力していただける園と協議をいたしまして、いろいろ進めていきたいと考えております。

○議長（古屋 宏治） はい、吉本議員。

○議員（吉本 文枝） 先ほどアンケートをとるにはお金もかかるということだったんですけども、乳幼児健診とかでの簡単な聞き取りとかはできないのでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○こども育成課長（藤 幸三） いろいろ方法はあると思うんですけども、ちょっと参考になるか、あれなんですけど、昨年度、こども計画を策定したんですけども、その時のアンケートを、一応今回、一時預かり事業に関してなんですけど、そこで一応アンケートはとっております。

ちょっと今後、今、通園制度が始まってないので、これがそのまま通るかどうかわれなんですけど、ちょっとアンケートの結果を少しお話ししたいと思っておりますけども、まず、「日頃、お子さんを見ていただける親族など、知人の方はおられますか」というアンケートに対しては、6割ほどが「見ていただける」ということで頂いています。なお「見ていただける方がおられない」というのが大体14%ぐらいありました。あとは、次が「一時預かり利用のほかに一時的に預けてある利用などがありますか」という質問に対しては、85.5%ほどが「していない」という状況でございました。

また、次が「現在利用していない理由」というのが、57.3%なんですけど「特に利用する必要がない」という回答もありまして、今後もちよっとこの辺は利用の数が少ないのかなというのはつかんでますけども、実際これから、どこの市町村も同じだと思っておりますけど、制度を始めていくと、どんどん周知されていきますので、そうし

たら、ちょっとしたいな、ということが増えていく可能性はあるんですけど、ただ先ほど言いました受入れ側の数がなかなかちょっと手が挙がっているのが少ない状況です。今後、これは認可事業になりますので利用していただける園が増えていくことをまず先に進めていきたいのが一つとですね。

ただ、今現状は、通常保育も定員はもう2割増しぐらいの超えている園児さんを見ていただける状況もありますので、その辺の利用調整というのがちょっとなかなか難しいのが正直なところで、一応ちょっと先ほど、2園ほど手を挙げていただいているんですけども、また来年度の利用定員の中を見ながら、可能なところをちょっと、そういう隙間じゃないんですけど、そういう形でちょっと園のほうとの協議を進めていきたいということで今進めております。

○議長（古屋 宏治） はい、吉本議員。

○議員（吉本 文枝） 14%とか、見込みが少ないと言われておりましたが、その見込みの少ない方の中で、やっぱり困ってある方もいらっしゃると思いますので、中には相談できないという方もいらっしゃると思います。子供の安心感と保護者の我が子への向き合い方が分からず、悲しい事件もこの前ありましたけれども、そういう親子で通園をして、先生からアドバイスを頂けるような、そういう体制を考えていただけないでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○こども育成課長（藤 幸三） はい、当然その辺は検討しておりますけど、実際、ちょっと保育園ではないんですけど、児童館も一応一時預かりしているんですけど、実際、児童館の先生の話によると、午前中とか、子供さんを連れてこられるお母さんが来られていて、その育児の相談とか、そういったのを一応は話をされて、こういうことでまた次も来たいとか、今のところ児童館においては、そういった形で保護者の方のお話を聞いて、子育てに関していろいろアドバイスしていただいているという状況ではあります。

○議長（古屋 宏治） ありますか。再質問。

では、3問目お願いいたします。

○議員（吉本 文枝） 3点目、現場の負担を過大化することなく実施するためには、工夫が必要と考えます。人材確保や施設活用はどのように検討されているのでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、こども育成課長。

○こども育成課長（藤 幸三） はい、ただいまの質問でございますけれども、まず、

受け入れ施設につきましては、制度の趣旨が、「就学前の切れ目ない支援を全ての子育て家庭に提供すること」にありますので、まずは、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業など、法令上、保育の提供が認められている施設を第1に受け入れ施設として、優先的に確保していきたいと考えております。

次に保育士の人材確保の観点でございますけれども、受け入れ施設におきまして、現在でも通常保育に関わる保育士の人材不足が挙げられております。加えてふだんの様子が分からない、保育を通常受けていない乳幼児を預かる状況であるために、現場の負担の増大が見込まれており、受け入れ施設の適正な保育士の人員配置は課題であると認識をしております。

開始する2026年度当初は、受け入れ可能な施設にて実施する方向で、先ほど申し上げました現在希望してある園と協議を進めております。今後につきましては、実際の誰でも通園制度の実施状況を踏まえた上で、既存の保育への影響を考慮しながら、保育提供施設と受け入れ可能な可否を検討していきたいと考えております。

乳幼児の育成や子育て世帯への支援のために、この誰でも通園制度は有意義であると考えております。一方で既存の保育施設の入所率などを考慮し、進めていく必要があるため実施施設と協議の上、実効性のある誰でも通園制度を目指し進めていきたいと考えています。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、吉本議員。

○議員（吉本 文枝） 保育士不足と保育園の飽和状態は、保育問題、保育の課題なんですけれども、町はどのような改善策を検討されているか、また必要なのか、お考えでしょうか。保育士不足と、保育園の飽和状態。

○議長（古屋 宏治） はい、こども育成課長。

○こども育成課長（藤 幸三） はい。まず保育士不足につきましては、この今現在、かなり先ほど申し上げました、もう定員を超えている状況ですので、そこの園の保育士さんを増やしたとしても、受け入れの先生の問題もあるんでしょうけど、あとは今、昨年も含めてですね、新しい園を建てるとまた今後子供さんが減る可能性もあるので、既存の施設をちょっと一時拡大して増築という形で、昨年度は和田幼稚園のほうにさせていただきまして、今年度は、もう一つ園を今拡大して、受入れ対象を、進めているんですけども、新たに園を建てるとなると、まずは今後、園児さんが少なくなってきたときに、今度、園の存続自体がほかの園に、要は、廃園までは言いませんけども、そういった状況になるのが、ちょっと想定されておりますので、今のところは、既存

の園を拡大しながら、現場に合わせて受け入れ体制を、あと、保育士の不足分の解消ということで、今、町としては補助事業とかしてないんですけども、広報などで、ちょっと周知しておるんですけど、そのほかに窓口でいろいろ御相談された方に対しては担当のほうから、再就職されませんか、ということで、一応、委員会でもお話したように、昨年2名ずつぐらい新たに再就職していただけるというところで、一応そういう形での保育士不足の体制というのはしておりますけども実際補助事業という活用とまではまだ現在できてないところでございます。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問はありますか。

○議員（吉本 文枝） ありません。

○議長（古屋 宏治） はい、それでは通告の2問目お願いします。

○議員（吉本 文枝） 2問目に移ります。

近年、全国的にいじめの認知件数が、さらに増加傾向にあるというデータが出ました。自死に至るケースもあり、子供たちの心の安全をどう守るかが、より一層大きな課題となっています。本町におきましては、各学校で丁寧に対応していただいておりますが、社会全体の状況を踏まえると、改めて子供たちを取り巻く環境整備の重要性を感じております。

いじめの問題は、子供時代の出来事で終わるものではありません。将来の人間関係の在り方にも影響を及ぼすと言われております。子供たちが大人になったとき、誰かを傷つける関係ではなく、お互いを尊重し合える関係を築けるよう幼い頃からの自尊心や、社会性を育てていく視点が欠かせないと考えております。

前回の質問では、本町は「共育」、共に育ち合う教育方針が、いじめの未然防止につながるとの御答弁を頂きました。お互いを認め合うことは、いじめをなくすことにつながると思います。

そして、11月15日クリエイト篠栗で行われた社会福祉大会記念講演での植松努氏の御講演を拝聴し、「子供が本当の自信を身につけることで、いじめは確実に減らすことができる」というお話に深く心を打たれました。「本当の自信を持つ子供は自分と人を比べることがない、だから誰かをいじめることはない。その自信はやってみようと思える気持ちが湧き、挑戦し続けられること、そして、その力は周囲の大人の関わり方によって大きく育まれる」との内容でした。その内容は、「共育」の理念とも重なると思いき共感いたしました。その上で、さらにできないと思っていたことが、できたという経験から得る本当の自信を身につけることができる学校づくりがいじめ防止につながると思います。

そこで2点伺います。

1点目は、子供が本当の自信を持つことと、いじめの未然防止との関係を町はどのように捉えておられますか。

○議長（古屋 宏治） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） ただいま2問目につきまして、私のほうから答えさせていただきます。

本当の自信というのは、他者との優劣ではなく、自分の良さやできたことを自分自身で肯定できる力であると捉えております。こうした自己肯定感や自己有用感が育っている子供は、他者を攻撃することで自分の価値を確認する必要がなく、結果としていじめに関与しにくい傾向があると考えます。そのため、子供が自他の価値を実感できる環境づくりが、いじめの芽を早期に摘む上で重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、それでは2問目お願いします。

○議員（吉本 文枝） ありがとうございます。本当の自信を育むために、学校現場として取り組める工夫はありますか。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 本町では、学校教育において、学校教育指針を「ともに学び、ともに育ち、心豊かで持続可能な未来を拓く篠栗っ子の育成（通称『共育』）」とし、推進しております。

幼保小中を通した一貫教育の中で、子供たちが多様な他者と関わりながら学び合うことは、比較ではなく、対話や協働を通じて、自分の役割や価値を実感する機会となり、本当の自信の育成に資するものであると考えております。

この実現に向けて、教育現場では、子供一人一人の特性に応じた個別最適な学びと、意見を交わし合う協働的な学びを重視しております。また、教師、保育者、保護者、地域住民など多様な大人が連携して、子供を見守る「共育」の体制を生かし、日々の学級経営や、行事を通して、子供が自分の努力や成長を認められる機会を積極的に創出しております。さらに、生徒指導や特別支援教育など、学校支援体制の強化、ICTを活用した主体的な学習環境の整備により、子供が「自分ができた」「成長した」と実感できる場づくりを進めております。こうした積み重ねが、比較に頼らない安定した自信の育成につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問は、ありますか。

はい、吉本議員。

○議員（吉本 文枝） 例えば、具体的にはどのようなことがありますか。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 先ほど議員のほうから話がありました植松代表取締役社長様のお話の中に、彼につきましては、この方は「下町ロケット」のモデルになられた方ということで、この方の「本当の自信」ということは、これには「足りないことを恥ずかしがらず、助け合いながら夢を追い続けるという気持ち、ここから『本当の自信』というのは創出される」というふうに書いておられます。

そのことから考えましても、本町が今取り組んでいる「共育」、そしてその「共育」は、大きく三つの柱があるんですが、その一つが、学校で行っている「学びの共同学習」というものでございます。学びの共同学習は「学びの共同体」という、東京大学名誉教授の佐藤学氏が提唱されたものを理念として、各学校にお願いしているんですが、この中で、自分が分からないという気持ちを創出できる学級をつくること、授業中に「困っている人、分からない人いませんか」という、その言葉掛けから授業を進めていくこと、これを大事にするように、教師のほうには指示をしております。

学級の中で、「自分が分からないのが恥ずかしいことではない。分からないことから学習を始めるんだ」、そのことを各学校、学級で進めることが、すなわちこの「本当の自信」につながる、最たるものであるというふうに考えておりますので、まずはここから取り組ませていきたいと思っております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） はい、ほかに再質問はありますか。

○議員（吉本 文枝） はい、まずは「心から」と言っていたんですけれども、もし財源がございましたら、ロケットを実際つくる体験をしたり、植松氏の講演を子供たちが聞く機会があればなと思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○議員（吉本 文枝） 多くの夢を子供たちに持たせるということは大変有意義なことだと思っております。植松先生に限らずですね、多くの講師を選択し、情報を集め提供できる、そういう体制を整えていきたいというふうに思います。

○議長（古屋 宏治） はい、質問ありますか。

○議員（吉本 文枝） ありがとうございます。

○議長（古屋 宏治） 次に、質問順位 5 番、浦野雅幸議員。

○議員（浦野 雅幸） 議席番号 2 番、浦野雅幸でございます。よろしくお願いいたします。早速質問に移りたいと思います。

1 問目は、「野生動物と私たちの生活」について伺います。

北海道や東北地方を中心に、熊をはじめとする野生動物による農林業への被害が大きく報道されています。また、民家や集落にまで出没する熊に襲われ命を落とされたというニュースも頻りに耳にするところでございます。私は農学部で学び、食品会社勤務を経て、現在は実家の農業の手伝いもしている状況でございます。地球温暖化の問題もあるのではないかと思います、農業に携わっている人間と野生動物の距離が接近し過ぎていると感じることが多くあります。

折しも、本年 3 月に福岡県では、服部誠太郎知事が 2 期目の当選を果たされました。知事の公約の柱の中には、ワンヘルス（人間と動物、環境の健康は一つ）の推進が掲げられています。令和 7 年 3 月 3 日には、町長名で、篠栗町はワンヘルス推進宣言を行っています。

そこで、以下の点を伺いたいと思います。

令和 5 年度の野生動物による農産物への被害額は、福岡県が全国ワースト 2 位の約 6 億円でございます。少し古いデータにはなりますが、農林水産省によると、令和 3 年度の全国の野生動物による農産物の被害額は、約 1 5 5 億円であり、都道府県別では、1 位が北海道 5 2 億 3, 7 0 0 万円、2 位が福岡県で 6 億 2, 0 0 0 万円、3 位熊本県が 5 億 3, 8 0 0 万円と続きます。また、同年の県内の被害額の内訳は、イノシシ 3 億 6, 0 0 0 万円、シカ 6, 5 0 0 万円、サル 6 0 0 万円と続きます。

そこで、篠栗町における野生動物による農林業への被害額と、その主な要因となっている動物の内訳を伺います。

被害額の推移過去 5 年間では、被害作物の内訳と被害額、また被害額の実態把握は、どのようにしているのかについて伺います。

○議長（古屋 宏治） はい、ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは浦野議員から、「野生動物と私たちの生活について」というテーマで、御質問をちょうだいしておりますが、まず、1 番目の「篠栗町における野生動物による農林業への被害額とその主な要因となっている動物の内訳」の御質問がございました。これからいくつかの項目については産業観光課所管でございま

すので、産業観光課長から答弁をいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（古屋 宏治） 産業観光課長。

○産業観光課長（松熊 大） お答えいたします。

まず1点目の御質問につきまして、農業共済の被害申請によりますと、令和2年度から令和6年度までの直近5年間のシカ、イノシシによる農作物被害は、令和2年度23万7,000円から3年度には倍以上に増加しております。令和3年度から4年度にかけてもさらに倍に増加し104万5,000円となっております。4年度から6年度は横ばいで、いずれも100万円を超えている状況でございます。

被害作物は全て水稻で、被害額の合計は5年間で416万8,000円となりますが、農業共済未加入者や共済対象作物ではない品目の損害については把握できておりません。有害鳥獣被害のみならず、天災や病害による作物の損害についても、農業者との対話の中で、可能な限り実態を把握しているところでございますが、継続して対話を重ね、農業者に寄り添った農業行政に取り組んでまいりたいと存じます。

次に森林被害につきまして、町が管理委託をしております福岡県広域森林組合からの報告によれば、同じくここ5年間の被害実損面積は23a、被害額は21万9,000円となっております。特に令和6年度は、被害実損面積6a、被害額10万円となっており、被害の増加が顕著にあらわれております。

森林被害につきましては、全てシカによる被害で、植樹した幼齢樹の食害、壮麗樹の樹皮剥皮害が、確認しうる全ての山林で見られるのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質はありますか。

はい、浦野議員。

○議員（浦野 雅幸） はい、被害額の実態についてなんですけれども、共済額、要はお支払いされた金額での算出ということでよろしいのでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○産業観光課長（松熊 大） 一定の、その年の評価基準がございますので、面積に対して、その基準を掛け合わせた数が、被害額として算出しております。

○議長（古屋 宏治） はい、浦野議員。

○議員（浦野 雅幸） すいません、ちょっと質問がちょっと内容が違うかもしれないですけど、ちょっと聞いてほしいんですけれども、私の農業をやっておると先ほど申し上げましたけれども、イノシシですね、刈り取る前、直前ぐらいに大分走り回られ

て、荒らされて、結局その田んぼ約1反ぐらいだったんですけれども、結局刈りとらずにもうそのまま放棄したという状況があったんですよ。

共済のほうから出た金額っていうのが、正式なものかどうかちょっとわかんないですけど2万から3万円ぐらいって聞いたんですよ。そういう面からいくと本来1反当たりの出来高からすれば、1反だったら7、8俵ぐらいですかね、ぐらいが大体できる量だと思うんですよ。そっから考えると、実態にそぐわないんじゃないかなと思った事例があったんですけど、その辺はどのようにお考えされますでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○産業観光課長（松熊 大） 今、御報告させていただきましたのは、農業共済からの被害面積に応じて応分を掛けたというところでございます。実際に1反ですと篠栗町ですと、基準反収が480キロございますので、1反当たり8俵という計算になるかと思っておりますけれどもですね。はい。それとはちょっと若干計算方法が違いますが、あくまで、お答えする根拠としては農業共済の分しか把握できておりませんので、御了解頂きたいと思っております。

○議長（古屋 宏治） ほかにありますか。

はい、それでは2問目お願いします。

○議員（浦野 雅幸） 次に、農林業の被害だけでなく、野生生物の直接的な住民への攻撃被害、例えば、噛まれるとか、激突されるとか、車などの被害もあると思います。令和6年4月から12月の間に福岡県内では17件の被害が報告されています。町内の野生生物による人的被害の状況について伺います。

○議長（古屋 宏治） はい、産業観光課長。

○産業観光課長（松熊 大） お答えいたします。

人的被害につきまして、町内における被害件数は把握している範囲では、近年は1件もございません。なお、福岡県におきます令和6年度の人的被害は17件で、これは野生のサルとイノシシによるものでございます。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、それでは3問目お願いします。

○議員（浦野 雅幸） 次に、今年5月には、マダニ感染症の患者が県内で確認されています。マダニは春から秋にかけ活動が活発になり、シカやイノシシなどの野生生物が生息する環境のほか、民家の裏山や裏庭、畑などにも生息しています。

S F T S（重症熱性血小板減少症候群）は、マダニにかまれてから6日から2週間

程度の潜伏期間の後、38度以上の発熱や消火器症状、食欲低下、嘔気、嘔吐、下痢、腹痛などの症状が出ます。重症化し死亡することもあり、住民の方からも非常に不安だとの声を多く聞いています。マダニ及びSFTSについての町内の状況と住民の声をどのように認識されているのでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、健康課長。

○健康課長補佐（有隅 恵子） お答えいたします。

重症熱性血小板減少症候群（SFTS）は、主にウイルスを保有するマダニにかまれることにより感染するダニ媒介感染症です。また、ウイルスに感染した犬猫にかまれたり、体液に直接触れたりすることでも感染が報告されております。近年は、西日本を中心に報告されておりましたが、現在は全国的に、予防対策が必要な感染症の一つと認識されております。また、ワンヘルスの理念に適用されるべき人獣共通感染症の重要課題の一つでもあります。

町内の発生状況につきましては、感染症法に基づき、県が集約を行っているため、町の詳細な患者数の把握は行っておりません。しかしながら、致死率は国・地域によって異なりますが、おおむね10%から30%程度とされています。

住民の皆様の声といたしましては、農作業や野外活動における感染のリスクに対し不安を感じていらっしゃる方もいらっしゃるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、浦野議員。

○議員（浦野 雅幸） はい、何か、後の質問の分にもちゃんと答えていただいたような気がしているんですけども、やはり、日本では結構高くて、20%から30%近くの致死率があるというふうに伺っておりますので、町民の方々への注意喚起を十分に行っていただければというふうに思います。

で、すいません続けてよろしいでしょうか、次の質問に。

○議長（古屋 宏治） 次の質問、はい、4番目お願いします。

○議員（浦野 雅幸） はい。次に、猟友会の方たちが罾を仕掛けてあるのを目にしたことがございます。そこで、「役場と猟友会の役割分担」についてお聞きします。役場と猟友会の役割分担と野生生物への対応について、年間の駆除頭数と内訳、有害鳥獣駆除の報奨金、各種補助金、処理費用など、またジビエとしての有効活用はできないのかについて、お伺いいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、産業観光課長。

○産業観光課長（松熊 大） お答えいたします。

産業観光課で野生動物に関する通報を受けた場合、現場確認の上、猟友会へ捕獲出場や罠の設置を依頼することにしております。年間の駆除頭数と内訳につきましては、令和6年度の捕獲数は、イノシシ107頭、シカ120頭、アナグマやタヌキなどの小動物が25頭、合計252頭となっております。

有害鳥獣駆除に対する報償金は、シカ、イノシシ、成獣1頭につき上限7,000円、その他の小動物に対しては上限1,000円が、鳥獣被害防止総合対策交付金に基づき、農林水産省から交付されております。町から猟友会に対し補助金は交付していませんが、年間の捕獲出場に対する委託料として45万円、また若杉山鳥獣保護区内の狩猟行為の監視等に係る委託料として10万円を篠栗支部に交付しております。

処理費用の現状につきましては、捕獲した鳥獣1頭につき1万1,000円から1万8,000円の間で専門業者に引取りを委託しております。

ジビエとしての有効活用につきましては、積極的な活用が求められておりますが、食品衛生法に基づく福岡県の許可を得ている食肉処理施設が、近隣に存在しないことや、計画的な供給が難しいこともあり、自家消費による利用にとどまっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、浦野議員。

○議員（浦野 雅幸） はい、報奨金のことについてちょっと教えてください。

報奨金は今現状国からでしたかね。だと思いますが、町からは、今のところ全くないということで。今後、何か考えるというような方法はないでしょうか。というのが、当然のことながら、猟師の方たちは多分兼業でやられている方がほとんどだと思います。当然、道具代であるとか、ガソリン代であるとか。また中にはちょっと危ない場面とかもあるんじゃないかな。というふうなところは考えるところでございます。そのような方たちをお願いしているわけでしょうから、多少のところ、先ほどの45万円と10万円が妥当かどうかというのはちょっと分かりかねますけれども。そういうことを検討いただけないものかというところでお願いします。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○産業観光課長（松熊 大） 御指摘のとおり報奨金を町としては交付はいたしていませんが、非常に狩猟者の方も、高齢化ですとか、担い手不足の状況でございますので、そういった新たな補助金と委託料等もですね、検討してまいりたいと思います。

○議長（古屋 宏治） 再質問もありますか。

はい、浦野議員。

○議員（浦野 雅幸） はい、それからですね、もう一つちょっと伺いたいですけれども、処理のところでは1頭当たり1万1,000円から1万8,000円ぐらいで処理しているというところなんですけど、ちょっと私が聞いた話では、いったんどこか保管する施設か何かあるんですかね。そこに業者が引取りに来られて処理されているというふうに伺いました。これは町の施設ですかね。年間でどのぐらいの費用がかかっているのか。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○産業観光課長（松熊 大） 捕獲した鳥獣は、いったん冷凍庫に入れて、そこから専門業者に引き取りをお願いしているところでございまして、それは町の施設に保管いたしております。実績につきましては、これ昨年度から始めておりますので、はい。主に4月からは昨年度から始めておりますが、令和6年度の実績といたしまして、77頭を引き取っていただいております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 費用、金額もですか。費用は分かりますか。

○産業観光課長（松熊 大） 金額につきましては1頭につき、先ほど申しました。全体でですか。

○議長（古屋 宏治） いや、その施設に持っていく費用、施設の費用。

○産業観光課長（松熊 大） 冷凍庫の維持費用っていうことでございますか。

○議長（古屋 宏治） 浦野議員。

はい、どうぞ。

○議員（浦野 雅幸） 年間でどのぐらいの費用をかけて業者に処理してもらっているのかというのですけども、先ほどの話だと70数頭分が処理されていると。掛ける金額でいいんですか。

はい、分かりました。

○議長（古屋 宏治） いいですか。はい。

○産業観光課長（松熊 大） 御指摘のとおりで、77頭掛ける1万8,000円で、6年度は引き取っていただいております。

○議長（古屋 宏治） いいですか。

はい、浦野議員。

○議員（浦野 雅幸） はい、実際にはそのぐらいの金額が掛かっているんでしょうけ

れども、それをもう少しですね、うまく活用できないかという気はしているんですよ。というのが、もう先ほど申し上げたとおり猟師さんの、例えば、資格取得のための費用に充てたりとかですね、例えば、町独自の報奨金を創出したりとか、そうですね、後、なかなか厳しいのかもしれませんが、ジビエ関係の企業誘致とかペットフードなんかも結構、それを利用してやられているという話も聞きますので、そういうところへの予算に充てていただければ、少しはいいんじゃないかなと思うんですけど。

要望です。

○議長（古屋 宏治） では、次の質問をお願いします。

○議員（浦野 雅幸） 次に移ります。

「マダニ等（人獣共通感染症）の危険性」について、町民の啓発についての見解をお知らせください。

○議長（古屋 宏治） はい、健康課長。

○健康課長補佐（有隅 恵子） お答えいたします。

マダニにかまれないための予防措置につきましては、マダニの活動が活発になる春から秋にかけて、蚊の予防対策とあわせて、町ホームページや公共施設等のポスター掲示等により啓発を行っております。

町といたしましては、今後も国や県からの情報収集に努めるとともに、感染症に関する正確かつ分かりやすい情報の提供に引き続き取り組んでまいります。特に感染リスクが高い農業・林業従事者の皆様や関係団体に対しまして、重点的な周知啓発を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、では次をお願いします。

○議員（浦野 雅幸） はい、最後に、「ワンヘルスについての町長の基本的認識」を伺います。また、どのような経緯で宣言に至ったのか。今後、具体的にどのような施策を展開していくおつもりなのか、お伺いいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまの御質問につきまして私から答弁いたします。

ワンヘルスは「人の健康」「動物の健康」「環境の健全性」を一つの健康と捉え、一体的に守っていこうという考え方でございます。

この背景には、昨今の新型コロナウイルスをはじめとする人獣共通感染症の増加は、地球温暖化による生態系の変化、開発に伴う森林破壊、人口増加による食糧問題など

の様々な問題がそれぞれ独立しているのではなく、相互に影響し合っているからだという考えがあり、この問題を解決するためには、ワンヘルスの理念に基づく総合的な取り組みが重要であるとの認識をしているところでございます。

県においては、福岡県ワンヘルス推進行動計画に基づき、様々な取り組みを行っております。具体的には、動物の病原体調査や、環境調査、県民に対する啓発などで、分かりやすいものとしましては、宇美町、大野城市、太宰府市にまたがる「福岡県立四王寺県民の森」を「ワンヘルスの森」として整備し、健康づくりの推進やワンヘルスの教育の場として活用されているところでございます。

また、市町村においては、「ワンヘルス推進宣言」を県内全市町村で表明し、県のワンヘルス実践施策を積極的に推進することとしておりますが、その多くは研修会や講演会、学校などでワンヘルスの考え方について広く周知することなどに留まっているわけございまして、具体的な取り組みにはこれから進んでいくものと思われま

す。本町におきましては、令和7年第1回定例会において、「篠栗町ワンヘルス推進宣言」を表明しておりますが、これは先ほど説明いたしましたワンヘルスの基本理念に賛同し、今後、福岡県ワンヘルス推進行動計画に基づくワンヘルス施策の推進が重要であるとの考えから宣言に至ったものでございます。

現在、ごみの再資源化や省エネ設備導入等のカーボンニュートラルに向けた取り組みを行っておりますが、篠栗町が持つ豊かな自然環境を活かした森林や公園、遊休地などでのワンヘルスの考えに沿った施策を取り組むことができる可能性があると考えているところでございます。

今後、講演会などのソフト面だけでなく、県のワンヘルスの森のような施設整備を行う際、町単独ではなくて、県と一体化にして取り組むことや、民間のボランティアや活力を活用することで、様々な可能性を検討いたしまして、いろんな立場の方々の意見やアイデアを参考にしながら、篠栗町の特色を活かしたよりよい取り組みを行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問ありますか。

はい、浦野議員。

○議員（浦野 雅幸） はい、ありがとうございました。ぜひ取り組んでいただければと思います。

次に移っていいですか。

○議長（古屋 宏治） 終わり？

○議員（浦野 雅幸） 終わります。

○議長（古屋 宏治） はい、すみませんここで、質問者、2問目がありますけども1時間の休憩をとりたいと思います。午後は1時半から再開いたします。

休憩 午後 0時33分

再開 午後 1時30分

○議長（古屋 宏治） はい、それでは再開いたします。

引き続き、浦野議員、2問目の通告書の質問をお願いいたします。

はい、浦野議員。

○議員（浦野 雅幸） はい、皆様お疲れさまです。

改めましてよろしくをお願いいたします。

2問目に移ります、「オアシス篠栗温浴施設について」です。

今年9月の定例会において、オアシス篠栗温浴施設の廃止、補正予算では、温浴施設の解体工事及び新施設の設計委託費が可決されました。しかし、不透明な点があり、以下の点について伺いたいと思います。

1点目、温浴施設を改修するために6億円かかるとの説明でしたが、その根拠、内訳は何でしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 浦野議員の「オアシス篠栗温浴施設について」の1問目、「温浴施設改修費6億円の根拠内訳」についてお答えいたします。

令和7年7月2日の文教厚生常任委員会、そして、7月18日の議会全員協議会において、健康課長から説明をいたしました。説明に使用しましたオアシス篠栗温浴施設改修費用の概算費用の額についてのお尋ねかと存じます。資料には、衛生管理の要である「ろ過機械設備更新工事」、漏水リスクのある「地下駐車場天井内配管更新工事」、「機械室内設備更新工事」、落下の危険性がある「浴室天窓補修工事」、老朽化した「浴槽の改修工事」、水を安定確保するための「井水処理施設の改修工事」等として、概算費用の総額を5億9,850万円といたしておりました。

「等」の部分について申し上げますと、熱源である「バイオマスボイラーの保全工事」、故障している「サウナの改修工事」に加え、調査費、廃材処理費、現場管理費、諸経費等の総額でございます。これはあくまでも概算でございます。将来に向かって、温浴施設事業を安全に継続するとした場合には、避けて通れない施設更新等に係る概算費用の総額でございます。

なお、これは、仕様や設計が固まった上での詳細見積り金額ではなく、プロジェクト

トの大まかなコスト感を把握するための概算見積り額でございます。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、浦野議員。

○議員（浦野 雅幸） はい、概算でということではございましたけれども、この概算見積りというのは、1社だけでの見積りだったのでしょうか。

その辺はいかがでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） これは、あくまでも全体の概算を把握するための金額でございますので、1社による見積りでございます。

○議長（古屋 宏治） ありますか。

はい、浦野議員。

○議員（浦野 雅幸） それではですね、1度に6億円必要なの、どうしても必要だったものなののでしょうか。つまり、計画的な改修予定とか、順次交換していく、そういうやり方はとれないものなののでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 全体の金額として6億円弱の金額というふうに受けておりまして、実際これをしていくとしたら、少しのタイムラグっていうのはあるかも分かりませんが、そこまで確認するべくもなく、6億円かかるとの説明の中で、これについては、いかがかな、という判断をするものでございます。

○議長（古屋 宏治） いいですか。

はい、では2問目をお願いします。

○議員（浦野 雅幸） はい、では次にですね、6億円の改修費が財政に大きな負担になるとの説明でございました。新たな施設を建設するためには、解体費とあわせてどのくらいを見込んであるのでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） はい。2番目の御質問としてお答えいたしますと、「6億円の改修費が財政に大きな負担、新たな施設を建設するための解体費とあわせてどのくらいか」ということでございますが、解体を含む新施設の基本構想について、9月の議会で可決した補正予算、実質3,200万円の範囲内で、現在検討を進めている段階でございます。従いまして、解体工事や新施設の建設に係る具体的な費用については、この委託業務の成果として算出されていくものでございますので、現時点において確定

する金額は存在しておりません。したがってお示しする金額はございません。

今後議会の皆様と協議を経て決定される施設内容に基づき金額的なものも精査してまいりたいと思っております。

○議長（古屋 宏治） はい、質問ありますか。

はい、浦野議員。

○議員（浦野 雅幸） はい、今後検討を進めていく中での金額が出てくるというようなことではございましたけれども、先ほどの横山議員のときの答弁にもあったように、数年前から維持補修に関しては、かなりの金額が必要であるというようなことも前々から監査のほうから指摘をされていたという説明がございました。

その辺に関してですね、老朽化が進んでいることというのは、十分、分かっていた部分ではあると思うんですけど、補修費用の準備とか、その辺の動きというのはなかったんでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 今の御質問は、老朽化が進んでいるからということで指摘を受けて、少しずつでも改修していたらよかったんじゃないかという御意見と捉えてよろしゅうございましょうか。

これにつきましては、指定管理者との間の中で、今の指定管理契約の範囲内の中では、十分このままで契約どおりの実行ができるという判断の中で、修復、修繕、改修については、後送りにしていたという実態はございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、浦野議員。

○議員（浦野 雅幸） すいません、ちょっとよく分からなかったんでもう一度お願いしたいんですけれども、監査のほうからの指摘の中で、改修は、どちらにしても必要になってくるよ、という話だったと思うんですけれども、その間、3年4年ぐらい前からそういう話があったというところがございます。だったという説明だったんですけれども、その時点では、大規模に改修するという考えではなかったということですか。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 今の御質問については、要は、オアシス篠栗の別の用途への転換もありうるという判断の中で、大規模改修は控えていたということです。

○議長（古屋 宏治） はい、よろしいですか。

分かりました。

再質ですか。はい、では、再質問をお願いします。

○議員（浦野 雅幸） その時点では、ほかの用途にも変換する可能性があったということで、大規模な改修は、その時点では控えていたという説明だったと思いますけれども、その間に例えば住民に説明を行うなり、利用者に対して意見を取るなり、そういう動きというのは、されなかったんですよね、その辺はなぜなんでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） あくまでも庁舎内での検討段階でございますので、それについては、住民の皆様方に御意見を聞くというレベルの段階ではございませんでした。

○議長（古屋 宏治） いいですか。

はい、では、次の質問をお願いします。

○議員（浦野 雅幸） はい、では次に参ります。

廃止した後どのようにするか具体的でないままに解体する必要性が不明であると思えます。解体工事を急ぐ理由はあるのでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） これについては、9月の議会で「解体を早急にすることを一時的に止めます」ということをお話ししているわけでございますので、そういう、急ぐ理由というのはございません。今後、解体した後、どういうことに使っていくかということ、議会とともに検討しましょうというお話で、そういう前提で予算についても、御承認頂いたものと理解しております。

○議長（古屋 宏治） はい。

はい、では次の質問をお願いします。

○議員（浦野 雅幸） はい。次に、温浴施設廃止の理由の一つとして、利用者が1日当たり町内約120人、町外約135人と、利用者が少ないことがございましたが、町は利用者を増やすためにどのような努力を行ってきたのか、また新たに計画されている施設の利用促進策についても、説明、お願いいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、答弁を求めます。三浦町長。

○町長（三浦 正） 4番目の御質問についてでございますが、これまでの利用者増に向けた取り組みについて、町といたしましても指定管理者と連携して、例えば九州産業大学との「オアシス篠栗再生プロジェクト」による館内デザインのリニューアルや、25種類に及ぶ限定グッズの開発、また、JR ウオーキングへの協力、多世代を対象としたイベント「オアシスカフェ」の開催など、ソフト面の集客努力を重ねてまいって

きたところでございます。

しかしながら、利用者数はコロナ禍前と比較して約5割程度の水準にとどまっております。その要因につきましては、複数年、平成30年、令和5年6年にわたり実施いたしました「利用者アンケート」の結果においても、「シャワーの温度が安定しない」といった設備の不具合に対する御意見も多数寄せられておりますことから、ソフト面の努力だけではカバーできないハード面の老朽化が問題であると考えているところでございます。

しかしながら、温浴施設以外の利用者が幼児を含む子育て世代、そして高校生等のオアシス篠栗の利用者数、来館者数は現在大きな伸びを見せております。この背景には、キッズコーナーやベンチの整備、採れたて野菜の販売、売店の充実、福祉課における元気もんラボの開催など、取り組みが奏功したものと考えております。

次に「新たに計画しております施設の利用促進策について」は、今後の施設運営につきましては、「篠栗町総合福祉センター設置条例」に定められた設置目的であります、「町民の健康増進及び福祉の向上」という原点に立ち返り、公益性の高い施設を目指している所存でございます。

具体的な事業内容や利用促進策につきましては、現時点で確定した案があるわけではございませんで、第3回の定例会で申し上げましたとおり、また、先の町政報告会でも申し上げたとおり、住民の皆様の御意見をお聞きしながら、議会の皆様の御意見を聞きながら協議を重ねて、最適な形につくり上げていきたいと思っております。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、浦野議員。

○議員（浦野 雅幸） いろいろ考えてはいらっしゃると思いますが、まずですね、サウナや露天風呂、大広間閉鎖されたままですよね。そして食事処もない状態で、利用客の増加は見込めないのではないかというふうには思います。

例えば、そうですね、町外からのお客様、森林セラピーとかお遍路とかでこられたお客様を取り込むような観光資源の一つという捉え方というのはできなかったんじゃないか。

○議長（古屋 宏治） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 町が計画しております、セラピーイベント等の際には、オアシスのお風呂もありますよ。ということで無料券を出したり、一定の割引券を出したりしておるところでございます。あくまでも福祉施設でございますので、前提としては福祉施設で、これを観光のためにするには、またそれこそ観光に資する施設整備という

面では、もっともっといろいろな人を呼び込む対策が必要になろうかと思っておりますので、そこまで踏み込むことは不可能だと判断したところでございます。

○議長（古屋 宏治） いいですか。

はい、じゃ次の質問をお願いします。

○議員（浦野 雅幸） はい、最後になります。

11月14日の報告会では、施設廃止の撤回または延期を望む住民の声が多くありました。執行部側から議会に対してしかるべき提案をすべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） はい。先ほどの御質問でもお答えしましたとおり、温浴施設廃止の大きな方向性そのものは、将来の篠栗町の財政責任を担う立場としては維持していかなければいけないというふうに思っております。今後、頂いた御意見を踏まえ、どのような形であれば住民福祉を守れるのか。できる範囲でトレーニングルーム存続等の可能性も含めて、議会の皆様と協議して、協議の場を持たしていただいで進めてまいりたいと思っております。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問ありますか。

はい、浦野議員。

○議員（浦野 雅幸） はい。先ほどからの横山議員との答弁を聞いていますと、これからしっかりと説明を行って、住民の方との住民説明と合意形成を行っていただければというふうに思っていますので、要望して終わりたいと思います。

○議長（古屋 宏治） 質問順位6番、太郎良瞳議員。

○議員（太郎良 瞳） 議席番号5番、太郎良瞳でございます。

通告に従い質問いたします。

本日は、「地域と共に支える農業」について質問いたします。

篠栗町の農業は長い年月にわたり、地域の人々の暮らしと食を支えてきました。しかし、近年、後継者不足や担い手の高齢化が進み、厳しい状況が続いています。その影響として、作付が続けられずに、遊休の農地となったり、管理できないまま耕作放棄地になってしまうケースも増加しています。さらに、鳥獣被害など、農業を続ける上で、厳しい状況が続いています。町は、柵設置に対する補助金など一定の支援も行ってはいますが、現場では設置作業や維持管理に手間がかかり、高齢の農業者にとっては大きな負担になっています。被害の広がりを食い止めるには、柵を設置するだけで

なく、地域ぐるみで対策や人手の確保など、もう一步踏み込んだ取り組みが必要だと思えます。

また、地産地消の観点から、学校給食で地元産の食材の活用も進められていますが、給食では、大量の食材を安定して供給する必要があり、形や大きさの条件もあるため、地元産の農産物を使うことには課題があると聞いております。その結果、納品できなかった農産物を抱えてしまうなどの負担も生じてきます。

一方で、農家の方と子供たちの交流を通じて、農業や食の大切さを学ぶことは、子供たちが地域の農業に親しみ、農家の仕事に興味を持つきっかけとなり、将来の担い手づくりにもつながる大事な取り組みだと考えます。地域全体で農業を支え、次の世代につないでいくためにも、支援や仕組みづくりを強化していく必要があるのではないかと思います。

これらのことから、次の3点をお伺いいたします。

1、鳥獣被害は農作物だけでなく、地域の生活にも影響を及ぼし、人的被害を招く恐れがあります。また、耕作放棄地の整備も被害軽減に効果があると考えます。被害を減らすためには個々の農家の努力だけでなく、地域全体での管理体制づくりと行政の支援が必要と考えます。町として今のところは、電気牧柵の補助金交付や箱罟の貸与と聞いています。猟友会の人材育成や研修や支援体制は今後どのように進めていかれるのかをお伺いいたします。

○議長（古屋 宏治） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、太郎良議員から「地域とともに支える農業について」というテーマで御質問を頂きました。

まず1番目の鳥獣被害関係につきましては、松熊課長から、産業観光課長から答弁いたしまして、後の質問につきましても、所管課から答弁することといたしますのでよろしく申し上げます。

○議長（古屋 宏治） はい、産業観光課長。

○産業観光課長（松熊 大） はい、お答えいたします。

まず、糟屋郡猟友会篠栗支部の状況といたしましては、現在10名の方が所属しておられます。令和5年度までは、会員の高齢化に伴い、捕獲数の減少が顕著でしたが、令和6年度以降は、猟友会の体制見直しや、増員により捕獲数が増加しております。

野生鳥獣問題は、地域の永続的な課題でありこのままさらにエスカレートしていく可能性があることから、町が主体的にこの問題に取り組む必要があると認識いたして

おります。

このような中、今年度から有害鳥獣対策や猟友会との連携強化も活動の一環とする地域おこし協力隊を配置するとともに、町職員2名のわな猟狩猟免許の取得を進めるなど、体制強化に努めているところでございます。また糟屋郡猟友会と管内市町が合同で狩猟安全対策に関する会議を開催するなど、協議の場を定期的に設け情報共有や体制強化を図るよういたしております。狩猟者は、鳥獣による農産物被害の予防や軽減、有害鳥獣の捕獲などの担い手として重要な存在ですが、全国的に銃猟者を中心に減っているのが現状でございます。このため今後は、猟友会の体制強化といたしまして、新規会員の確保に係る狩猟免許取得事前講習会の開催から狩猟免許取得までの一連の支援策につきまして、糟屋地区鳥獣被害防止計画に基づき、近隣市町と合同で検討してまいりたいと考えております。

御指摘のとおり、有害鳥獣による農林業被害の軽減には、地域ぐるみの対策と人手の確保が不可欠であり、また耕作放棄地の整備を進めることが被害軽減に効果があるとの認識を私どもも共有しております。そのためには、地域全体で一貫した方針を共有し、町・農業団体・林業関係者などからなる被害対策の体制整備などにより、被害リスクの把握、資材の導入計画、監視、情報共有の仕組みを定めていく必要があると思っております。

行政としましては、こうした被害対策の体制整備の運用費用の確保、情報基盤整備、そして地域の啓発活動の推進など、多面的に支援を行い行政と地域が一体となって、持続可能な管理体制について、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。はい、太郎良議員。

○議員（太郎良 瞳） 今、猟友会の件とかは町ぐるみで対策をしていくというお考えでしたけれども、今度、電気牧柵とかの後の管理ですかね、そういうのの管理とか、見回りも大変っていうのをちょっと耳にしたんですけども、そういうことをボランティアとか、地域の方でできるように、町というか行政が中心になって、そういうのも、少しでも農家の人の軽減ができるように進めていられないかというのをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○産業観光課長（松熊 大） ただいまの説明とちょっと重なる部分がございますが、個人で幾ら頑張っても餌場が横にあれば、動物の侵入は防げませんので、やはりそうになると地域ぐるみによる防除対策といたしますかそちらが必要になってくると思ってお

りますので、今説明いたしましたように、地域で集落ごとの協議会的なものをつくってですね、対策を講じていく、これが有効ではないかというふうに考えております。

○議長（古屋 宏治） 質問ありますか。はい、次の質問をお願いいたします。

○議員（太郎良 瞳） はい、2番です。

学校給食での地元地産の使用について、農家の厳しさや負担をどのように把握し、今後どのように対応し、学校給食で使用をされる、していくかの考えをお示してください。

○議長（古屋 宏治） はい。ただいまの質問に答弁を求めます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） お答えします。

「学校給食における地元産食材の使用」につきましては、現在、野菜や果物、コンニャク、味噌など、多岐にわたる食材を地元の生産者の皆様から納入頂き、学校給食で積極的に活用しているところであります。

また、農家側の負担や課題を把握し、学校側の状況や要望と共有する場として、食育定例会議を年間10回開催しております。この会議は、各小・中学校の栄養教諭をはじめ、粕屋農協、農業委員、就農者、流通事業者などで構成されており、納入可能な農作物の種類や量、産地、納期等の確認に加え、納品された農作物の状況や双方の要望について意見交換と情報共有を行っております。

さらに、農家の方へ取材を行い、その動画を給食時間に放映する取り組みや、農家の方に来校いただき、給食時間に直接お話いただく等、子供たちと農家が交流できる取り組みも実施しております。

今後につきましても、関係機関等が密に連携し、引き続き、新鮮で安心できる地元産食材を安定的に提供していただけるよう努めるとともに、子供たちが食への関心を高め地域農業への理解を深められるようこれからの取り組みを継続してまいります。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。はい、太郎良議員。

○議員（太郎良 瞳） 今、学校のほうでも、果物等いろいろなものを使用しているということでしたけども、農家側の厳しさの負担とかをどのように把握してあるのかなと思ってるんですけど、それとあと、またその大量では、少量では何か、学校のほうで使えないので、共同出荷体制とかがあったりして、少しでも多くの農家の方が、学校のほうに、地産地消で使えるような取り組みができないかなと思ってますが、いかがですか。

- 議長（古屋 宏治） はい、学校教育課長。
- 学校教育課長（吉村 秀昭） 学校給食に供するための条件というのはかなり厳しいものがありますので、その条件をクリアできているものであれば受け入れたいとは考えております。
- 議長（古屋 宏治） はい、太郎良議員。
- 議員（太郎良 瞳） それは、共同出荷体制みたいなのは共同で幾つかの農家の方が共同で出荷できるというような体制はできてるんでしょうか。
- 議長（古屋 宏治） はい、課長。
- 学校教育課長（吉村 秀昭） そこまではちょっと把握できておりませんので申し訳ありません。
- 議長（古屋 宏治） はい、太郎良議員。
- 議員（太郎良 瞳） 今後、共同で出荷できて少しでも地元産の食材が利用できるように、検討して行ってほしいと思います。
- 議長（古屋 宏治） はい、よろしいですか。はい、3問目お願いします。
- 議員（太郎良 瞳） はい、3番、食育や地産地消の観点から、田植えや稲刈りの体験活動も行われています。子供たちが農業に関心を持ち、農業の大切さを学び広げるために、今後どのような取り組みを考えているか、お伺いいたします。
- 議長（古屋 宏治） はい、答弁を求めます。はい、学校教育課長。
- 学校教育課長（吉村 秀昭） お答えします。

本町におきましては、各小学校において田植えや稲刈りの体験活動を事業の一環として実施しているところであります。これらの活動は、子供たちに食べ物を大切にすることを育むとともに、食と農への理解を深める上で非常に大きな効果があるものと考えております。加えて、皮や枝がついたままの状態での納入された野菜等を給食委員会の児童が皮むきや枝取りを行う作業体験も実施しており、食材が食卓に届くまでのプロセスを体感する機会となっております。これらの体験は農家の皆様をはじめ、地元ボランティアの方々の多大なる御協力により成り立っているものであり、改めて深く感謝申し上げます。

今後につきましても、地域学校協働活動推進委員が学校と地域の橋渡し役となり、これらの体験活動が、継続・発展できるよう調整を図るとともに、子供たちが農業に関心を持ち、その大切さを主体的に学び広げていけるよう地域と連携した取り組みを引き続き推進してまいります。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問。はい、太郎良議員。

○議員（太郎良 瞳） 先ほどの答弁の中でも、動画を流したり、農家の人の流れを動画で流したりとかそういう取り組みをされてあると聞きましたけども、なんか篠栗ランチみたいに篠栗の給食で、篠栗の物だけを使った給食を1日だけでもするとか、そういう取り組みとかの考えはないでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） 先ほど申しましたとおり、条件等がそろえば、可能な限り、検討してきてまいりたいと考えております。

○議長（古屋 宏治） はい、太郎良議員。

○議員（太郎良 瞳） いえ、質問じゃないんですけど、町の農業を守り、子供たちにつないでいくためには、関わる全ての人が負担がないように、そして、続けていろいろな現場の人にも負担のないように、行くように期待して、私の質問を終わります。

○議長（古屋 宏治） 質問順位7番、荒牧泰範議員。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番荒牧でございます。

皆様方、大変お疲れのこととは存じ上げますが、最後でございます。今しばらくお付き合いください。

まず、「子育て世代に選ばれるまちづくりを願う」ということで町長に1点お尋ね申し上げます。

様々な目的で私ども議会議員は各地で研修に参りますが、その中でも勢いを感じる町は、子供を連れた若い保護者が多く見受けられます。それらの町はどこも厳しい財政状況の中、早くから保育園の待機児童ゼロ、給食費の無償化、ママ友たちが集える公園整備などがなされています。継続的な活気あるまちづくりのために、人口増加を、特に若い世代の増加施策を行うべきと思います。若い母親が子育てしやすいまちを作らなくてはなりません。

町長は、オアシス篠栗を新たな福祉の拠点として、福祉バスの在り方も再考する方針を打ち出されておりますが、私はオアシスを全天候型のキッズパークにして、エントランスにファストフード店や取れたて野菜の販売所を設け、ママたちが楽しく過ごせて楽に子供を遊ばせる施設にするべきと思います。

加えて、福祉バスは少額の有料化コミュニティバスとし、商業施設や金融機関などを巡回し、生活の足として使えるようにすべきと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは荒牧議員から「子育て世代に選ばれるまちづくりを」という御質問頂きました。これについてお答えいたします。

子育て世代に選ばれるまちづくりという視点は、これからの篠栗町の活力維持において最重要課題の一つであると私も認識しております。町といたしましても、子育て支援対策として子ども家庭センターの充実にとどまらず、子供たちが遊べるスペースや、保護者同士、あらゆる世代が交流できる機能を備えた多世代交流拠点として、温浴施設跡地の活用も模索しているところでございます。

現在のオアシス篠栗は、総合保健福祉センターという位置づけでございまして、施設内では、社会福祉協議会をはじめ、障害のある方の就労支援事業所や、教育支援センターなどが活動されており、これらの活動には静かで安全な環境が必要な状況でございます。商業的な賑わいにより、配慮を必要とする方々の利用環境が損なわれることがないように今後留意していかなければならないところでございます。

したがって、町といたしましても、「福祉施設としての原点」に立ち返り、誰もが安心して過ごせる環境の中で、いかに子育て支援機能を充実させるかという視点を重視してまいりたいと考えているところでございます。その上で、子育て世代にとっても快適な施設となるよう、議会の皆様方と協議の中で検討してまいりたいと考えております。

続いて、「福祉バスは少額の有料化コミュニティバスとして、商業施設や金融機関などを巡回し、生活の足として使えるようにすべきではないか」という御質問でございました。

御提案の生活の足として使えるバスへの転換は、住民の皆様の利便性を高める上で、大変重要な視点であると認識しております。現在の福祉バス（オアシスバス）につきましては、あくまでもオアシス篠栗等の施設利用を送迎することを主目的として導入されたものでございました。従いまして、その目的の範囲内でルートやダイヤを設定しており、運行が限定的であることは、制度上必然的なものでございました。

一方で、現在におきましては、そうした当初の設置目的の枠を超えて、住民の皆様からは、より広範な生活の足としての利用を望む声が高まっております。しかしながら、これら生活交通へのニーズは、施設送迎を目的とする福祉バスの役割とは本質的に異なるところもございます。従いまして、既存のバスの改良ではなく、新たな移動手段の構築が必要であるとの認識をしたところでございます。

今後につきましては、新たな地域交通のあり方につきましては、こうした住民の皆

様の声を踏まえて、現在、交通政策を所管するまちづくり課において、順次検討を進めて、皆様方の利便性向上に図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） はい。以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午後2時09分

令和7年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月8日(採決)

令和7年 第4回 定例会 会議録

日時 令和7年12月8日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	田村明広
教育長	今長谷寛	総務課長	有隅哲哉
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	山口恵美	収納課長	平山智久
住民課長	進藤功次	健康課長補佐	有隅恵子
福祉課長	村瀬菊子	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	花田篤
学校教育課長	吉村秀昭	こども育成課長	藤幸三
社会教育課長	横内綾子		

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
係長	齊藤裕子	主事	黒瀬友宏

開会 午前10時00分

○議長（古屋 宏治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

なお、執行部では、田中健康課長が病気療養のため、有隅課長補佐が代理で出席しております。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い議事を進めてまいります。

日程第1、議案第69号「専決処分の承認を求めることについて（専決第13号）〔令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第6号）について〕」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○予算特別委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第69号「専決処分の承認を求めることについて（専決第13号）〔令和7年度篠栗町一般会計補正予算第6号について〕」本議案は、8月の大雨で発生した農業用施設災害復旧のため、令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第6号）を編成するにあたり、議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものです。

予算の編成内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,100万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ155億211万5,000円とするものです。

歳出における事業では、災害復旧費において、農業用施設災害復旧費1,100万円の増額。

歳入では、普通交付税390万円、町債710万円を増額補正するものです。

また、地方債補正といたしまして、災害復旧事業債を5,350万円に限度額を変更するものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11、全員賛成と認め、よって議案第 69 号は委員長の報告のとおり承認されました。

日程第 2、議案第 71 号「篠栗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 71 号「篠栗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」本議案は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が令和 7 年 4 月 1 日施行されたことに伴い、本町において令和 8 年度から乳児等の通園支援事業を実施するにあたり、運営等の基準を定める必要があるため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見があり、こうした中「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化する」とされているとおり、こ

ども基本法（令和4年法律第77号）に規定された基本理念を踏まえ、保育所等に通っていない子供も含め、全ての子供の育ちを応援し良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対する支援を強化するものです。

この条例については、公布の日から施行されます。

執行部の説明では、対象となる子供については、保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月から満3歳未満とする。

実施施設については、児童福祉法第34条の15第2項に定める乳児等通園支援事業の認可を受けた保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育施設、認可外保育施設、児童発達支援センター等において実施することができる。また、対象となる子供の利用可能時間は、子供1人当たり月10時間を上限とした上で、子供の年齢に応じて、また、障がい児・医療児ケアなど、加算について一人1時間当たりの単価を設定するとのこととなります。

当委員会で質疑がありましたので紹介いたします。

「通園は町内町外問わないのか」との質問に対し、「町内に限るが、広域での利用は他園との兼ね合いになる」とのこと。

次に、「保育士が不足しているが、今後利用が増えると町として保育士の確保の対策は」との質問に対し、「町の退職された方等に案内し、数名の雇用はあるがまだ厳しい状況があるので、保育園でも対策検討している。しかし、現状は保育士不足の解消にはつながっていない」との回答でありました。

次に、「ひと月10時間の利用時間だが通園希望日はどのように決まるのか」との質問に対し、「保育園の空き状況を確認の上、事前に双方で協議する」との回答でした。

次に、「利用料金は全国一律なのか」との質問に対し、「国の指針では、保護者負担金300円程度が目安であるが、各自治体の状況に応じてになる」との回答でした。

次に、「これまで一時預かり制度も存在しているが、併用して行われるのか」との質問に対し、「一時預かり事業も大事な制度であり、通園支援事業は保育園に通っていない0歳児から3歳児未満が対象で利用される方が異なるため、併用していく」との回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認め、よって議案第 71 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 72 号「篠栗町議会議員及び篠栗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 72 号「篠栗町議会議員及び篠栗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」本議案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、令和 7 年 6 月 4 日に公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 200 号）が公布され、最近における物価の変動等を鑑み、選挙運動の公費負担額が引上げられたことに伴い、本条例においても、法令と同程度の公費負担額を引き上げることにより、選挙運動等の公平を期すため改正するものとのこととあります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会の中で質疑・討論はございませんでした。

審議の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11でございます。

全員賛成と認め、よって議案第 72 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 73 号「篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 73 号「篠栗町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」本

議案は、児童福祉法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて議会の議決を求められたものであります。

前者の改正の主な内容は、被措置児童等虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10に、第2項及び第3項が新設されることに伴い、第33条の10第1項と表記する必要があるため、条例の改正を行うものであります。

幼保連携型認定こども園や幼稚園は、認定こども園法において入園児虐待の防止に係る規定が創設され、児童福祉法における被措置児童等虐待と同等の虐待防止措置が講じられます。入園児虐待にあたる行為は、被措置児童等虐待に当たる行為とは別に、認定こども園法第27条の2第1項で定められ、行為の内容は被措置児童等虐待ですので、これを引用する形で改めるとのことです。

後者の改正の主な内容は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容が、保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるとき、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることで、この場合において保育所等の長はその乳幼児の健康診査の結果を把握しなければならないこととするものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会の中で質疑及び討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11でございます。

全員賛成と認め、よって議案第 73 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 74 号「工事請負変更契約の締結について〔勢門小学校屋内運動場長寿命化改修工事〕」を議題といたします。

ここでお諮りいたします。

日程第 5 及び日程第 6 の議案第 74 号及び議案第 75 号の 2 議案につきましては、関連議案でございます。会議規則第 37 条の規定によりまして、一括議題とし 2 議案を一括して委員長報告を受け、採決については 1 議案ずつ採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

従いまして、議案第 74 号及び議案第 75 号の 2 議案を一括して議題といたします。

当該 2 議案は文教厚生常任委員会に付託しておりますので、2 議案一括して委員長の報告を求めます。

吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 74 号「工事請負契約の締結について〔勢門小学校屋内運動場長寿命化改修工事〕」及び、議案第 75 号「工事請負契約の締結について〔北勢門小学校屋内運動場長寿命化改修工事〕」を一括にて報告いたします。

議案 74 号は勢門小学校、議案第 75 号は北勢門小学校、それぞれの屋内運動場長寿命化改修工事の変更契約締結であります。

本議案は、勢門小学校及び北勢門小学校の屋内運動場長寿命化改修工事について増額の変更契約を締結するもので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

変更契約金額は、勢門小学校 1,008 万 4,800 円の増、総額 3 億 7,286 万 4,800 円。

北勢門小学校 751 万 6,080 円の増、総額 3 億 3,212 万 5,200 円。

執行部の説明では、両施設ともに老朽化施設改修のため、工事着工後に内外装の撤

去や現場での精査を行った結果、当初把握できなかつた劣化した構造物が発見・確認され、それらに対し必要と判断した改修やシロアリ対策等を実施するものであります。

勢門小学校では、入り口のタイルについては、当初、老朽化したタイル及び配管工事等で張替えが必要な範囲のみ改修する計画であったが、全面改修しなければ、色がまばらになること、既存タイルは表面に凹凸がなく、改修により転倒の防止をするため入り口タイルの全面改修を行うもの。スクリーンの使用安全管理及び視覚を良好にするため、体育館に常設の大型スクリーンを新設するものであります。

北勢門小学校においては、工事着工後に入り口側天井内装を撤去した結果、屋根が老朽化していることを確認し雨漏り等の原因になるため必要な改修を行うもの及び既存校舎と体育館をつなぐ渡り廊下の屋根下が腐食しており、必要な改修を行うものであります。

当委員会の中で質疑がありましたので紹介いたします。

「追加の改修工事は、当初設計に入っていなかったことで、危険ということで改修するのか」との質問に対し、「工事を進める段階で施工業者や施工管理業者からの助言によるもの」との回答でありました。

次に、「変更金額の内訳は」との質問に対し、「シロアリ駆除は約300万円、入り口タイル約100万円、北勢門小学校の渡り廊下の改修が約200万円、その他の改修の積み上げとなる」との回答がありました。

次に、「事業費の財源のことで、当初計画では国庫補助金の3分の1が不採択になったということで、起債する旨のことであったが町の負担額は」との質問に対し、「起債には普通交付税として財源措置されるが、町の負担額は現在算出中であるため3月の議会で報告予定である。見込みとして補助金を活用した場合と起債をした場合の比較では、負担はほぼ変わらない」との回答がありました。

次に、「今回の追加工事概要は、当初から工事内容に含むことが分かっていたのではないのか」との質問に対し、「当初の町の方針では、なるべく費用を抑えた形で改修する箇所を最小限にし、不備があるところのみの改修予定だったが、工事を進めていくうちに一部だけではなく、改修する箇所の全体をすることが安全面を考慮し、追加工事が必要と判断した」との回答がありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、議案第74号及び議案第75号ともに、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

最初に議案第74号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11であります。

全員賛成と認め、よって議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11であります。

全員賛成と認め、よって議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第76号「令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）について」を議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○予算特別委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第76号「令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）について」本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3億2,599万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ158億2,810万8,000円とするものです。

歳出における主な事業では、総務費においてガバメントクラウドサービス利用料1,350万円、土木費において池の端線道路維持工事2,236万8,000円、教育費において勢門小学校・北勢門小学校の屋内運動場空調設備設置事業2億378万8,000円、3小学校の教室分割に伴う備品購入費1,269万9,000円、災害復旧費において萩尾道遷田地区頭首工災害復旧工事ほか2件、4,610万1,000円などを増額補正し、主な歳入では、地方交付税9,639万2,000円、国庫支出金7,377万8,000円、町債1億4,260万円などを増額補正とするものです。

繰越明許費として、池の端線道路維持工事2,236万8,000円、勢門小学校及び北勢門小学校屋内運動場空調設備設置事業2億378万8,000円。

債務負担行為補正として、庁舎衛生管理業務委託（令和8年度）96万8,000円、協働のまちづくり補助金（令和8年度）200万円、一般高齢者介護予防事業（元気もん教室）（令和8年度）475万2,000円、指定ごみ袋製造業務委託（令和8年度）1,895万9,000円、春らんまんハイキング事業運営委託（令和8年度）750万円、外国語指導助手派遣業務委託（令和8年度から令和10年度まで）2,673万円、小中学校ICT支援業務委託（令和8年度）1,029万6,000円。

地方債補正については、地方債の限度額の変更といたしまして、学校教育施設等整備事業10億5,350万円、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業3,900万円、災害復旧事業6,800万円に変更するものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結したいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタン押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11でございます。

全員賛成と認め、よって議案第 76 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 77 号「令和 7 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○予算特別委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第 77 号「令和 7 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について」、本議案は、令和 8 年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に係る債務負担行為を行うものです。

債務負担の内容は、レセプト点検業務委託として令和 8 年度に 324 万 5,000 円を限度額とするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長(古屋 宏治) 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長(古屋 宏治) なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認め、よって議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第78号「工事請負契約の締結について〔篠栗小学校校舎増築工事〕」を議題といたします。

本案は文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長(吉本 文枝) 報告いたします。

議案第78号「工事請負契約の締結について」、本議案は、篠栗小学校校舎増築工事について仮契約を締結したため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

契約の目的は、篠栗小学校校舎増築工事。契約の方法は、指定競争入札。契約金額は、5億2,470万円。契約の相手方は、福岡県福岡市博多区空港前五丁目5番5号株式会社飯田工務店 代表取締役 小山田 義人 であります。

工事の概要として、構造は、RC(鉄筋コンクリート)造3階建て。延べ面積は、約986平方メートル。整備室数については、通常教室が6教室の増築工事を実施するとのこととあります。

工期は、本契約締結日から令和8年8月31日とのこととあります。

当委員会の中で質疑がありましたので紹介いたします。

「工事期間中の教育環境として児童や生徒への配慮は」との質問に対し、「工程会

議を重ね、近隣住民、保護者に手紙を配布する」との回答でした。

次に、「RC（鉄筋コンクリート）造の理由は」との質問に対し、「1階が駐車場になること、2、3階は教室であることを鑑みて、長期耐用できる鉄筋コンクリート造を選定した」との回答でありました。

次に、「契約金額の内訳として、設備は含まれるのか」との質問に対し、「黒板、エアコンなど設備を含めた金額である」との回答でした。

「教室不足であるとのことだが、現在の状況は」との質問に対し、「現在教師の休憩場所も教室にしており、来年度は音楽室にも仕切りをして教室にする予定で、実際に教室はない状況である」との回答でした。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） すいません、ただいま私が篠栗小学校を勢門小学校と言い間違えましたので訂正いたします。篠栗小学校校舎増築工事でございます。失礼いたしました。

ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認めます。

よって議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第79号「工事請負契約の締結について〔合併50周年記念体育館空調設備設置工事〕」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第79号「工事請負契約の締結について」本議案は、合併50周年記念体育館空調設備設置工事について仮契約を締結したため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

契約の目的は合併50周年記念体育館空調設備設置工事。契約の方法は指定競争入札。契約金額は1億3,799万4,120円。契約の相手方は福岡県糟屋郡篠栗町尾仲一丁目2番16号 株式会社協和設備工業 代表取締役 高倉 拓馬 であります。

工事の概要として、1階の大フロア及び2階の卓球場にエアコンを設置予定とのことであります。

1階の大フロアにつきましては、キャットウォーク下部に天井つり型のエアコン及び送風用ファンを各16個併設し、空気を循環させることで室内の空気の温度差を均一にできるようになるとのことであります。

2階の卓球場は、天井カセット型のエアコンを6基設置する予定で吹き出し口にルーバー（風向調整板）を設置し、気流をコントロールすることで競技に影響が出ないようにするとのことであります。動力はガスとのことであります。

工期は、本契約締結日の翌日から令和8年6月30日とのことであります。

当委員会の中で質疑がありましたので紹介いたします。

「空調機が設置されることで気流が発生し、競技への影響はあるのか」との質問に対し、「空調機ファンの風向き操作によって調整することで競技に支障が生じないと考えている」との回答でした。

次に、「空調機設置に伴い運用や利用料の変化は」との質問に対し、「現在武道館に空調機を設置しており、コインタイマー式で1時間300円の料金設定にしているため、他団体との動向も確認して使用料を条例において設定を考えている」との回答でした。

次に、「工事期間中、多くのクラブで利用ができなくなるので、なるべく短縮でき

ないか」との質問に対し、「来年1月から3月にかけて機器を設置することになる。また、中学校からは4月から使用したいとの要望もあるので、先に室内の工事を済ませ室外の工事を後にするなど配慮したい」との回答でした。

次に、「体育館は避難所に指定されているが、停電時にはどのくらいの稼働ができるのか」との質問に対し、「ガスが満タンの場合で三日間程度」との回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第81号「篠栗町職員旅費支給条例の全部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第81号「篠栗町職員旅費支給条例の全部を改正する条例の制定について」本議案は、審査に着手する前に提出者である町長から撤回したい旨の申し出がありました。このことを受け当委員会におきまして協議を行った結果、提出者の議案撤回の申し出を許可することに決定したものです。

以上の理由により本議案について、当委員会として審査を行っておりません。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これより本案を委員長報告のとおり議案の撤回を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は撤回を承認することに決定いたしました。

日程第12、議案第82号「令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）について」を議題といたします。

ここでお諮りいたします。

日程第12から日程第16までの議案第82号から議案第86号までの5議案については、関連議案でございます。会議規則第37条の規定によりまして、一括議題とし5議案を一括して委員長の報告を受け、採決については1議案ずつ採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号から議案第86号までの5議案を一括議題といたします。

当該5議案は予算特別委員会に付託しておりましたので、5議案一括して委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○予算特別委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第 8 2 号「令和 7 年度篠栗町一般会計補正予算（第 8 号）について」、議案第 8 3 号「令和 7 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について」、議案第 8 4 号「令和 7 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について」、議案第 8 5 号「令和 7 年度篠栗町水道事業会計補正予算（第 2 号）について」、及び議案第 8 6 号「令和 7 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）について」を一括にて報告いたします。

議案第 8 2 号は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 6,385 万 3,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 158 億 9,196 万 1,000 円とするものです。

議案第 8 3 号は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 104 万 9,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 3,771 万 1,000 円とするものです。

議案第 8 4 号は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 90 万 6,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 7,152 万 8,000 円とするものです。

議案第 8 5 号は、既決の予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、収益的支出 84 万 4,000 円を追加し、収益的支出の予定額を 6 億 3,454 万 5,000 円とするものです。

議案第 8 6 号は、既決の予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額に収益的支出 125 万 7,000 円を追加し、収益的支出の予定額を 8 億 9,279 万円とするものです。

それぞれの会計の補正の内容は、令和 7 年度人事院勧告に伴う人件費の増額です。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において審査の上、議案第 8 2 号から議案 8 6 号までの 5 議案全て採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） 8 6 号までですね。

○予算特別委員会委員長（品川 静） 失礼いたしました、議案 8 6 号までの 5 議案全て採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

最初に、議案第82号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長(古屋 宏治) 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長(古屋 宏治) なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11であります。

全員賛成と認め、よって議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタン押してください。

(表決中)

○議長(古屋 宏治) 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長(古屋 宏治) なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11であります。

全員賛成と認め、よって議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長(古屋 宏治) 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長(古屋 宏治) なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 であります。

全員賛成と認め、よって議案第 84 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 85 号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長(古屋 宏治) 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長(古屋 宏治) なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 であります。

全員賛成と認め、よって議案第 85 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 86 号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長(古屋 宏治) 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長(古屋 宏治) なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 であります。

全員賛成と認め、よって議案第 86 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 17、請願第 2 号「『篠栗町総合保健福祉センターにおけるトレーニングルーム及び温浴施設』の廃止撤回を求める請願書について」を議題といたします。

本請願につきましては、文教厚生常任委員長からの報告は、会議規則第 75 条の規定によりタブレットに掲載しております、閉会中の継続審査とする申し出が提出されております。

お諮りいたします。

請願第 2 号について、委員長申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

したがいまして、請願第2号は、委員長申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第18、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設・文教厚生両常任委員長から会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載の申し出のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第19、「議員派遣の件」を議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、タブレットに掲載いたしております議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

よって、タブレットに配付しております議員派遣の件に記載したとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決されました議員派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任を願いたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで招集日に配付しておりました常任委員会の閉会中の調査結果について質疑等があればお受けいたします。

質疑はありませんか。

ないようですので質疑を終わります。

次にお諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句・数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句・数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら許可いたします。

はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) 令和7年第4回定例会の閉会にあたりまして御挨拶申し上げます。

長期間にわたる御審議誠にありがとうございました。

「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の人事案件1件、「篠栗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定」をはじめ条例案4件、「工事請負契約の締結について」2件、「工事請負契約の変更について」2件、「令和7年度篠栗町一般会計補正予算(第7号)」をはじめ、専決処分の承認を含めた令和7年度補正予算案8件の上程いたしました17議案すべてにつきまして可決・承認頂きましたことに感謝申し上げます。

なお、議案第81号「篠栗町職員旅費支給条例の全部を改正する条例の制定について」は条例内容を一部変更する必要が生じたため、撤回いたしました。

議案第74号、75号「工事請負変更契約の締結について」で御承認いただきました勢門小学校、北勢門小学校の屋内運動場長寿命化改修工事でございますが、工事は計画どおり進捗しております、3月の卒業式には新装になった体育館で両校の卒業生も巣立つことができそうです。どうもありがとうございます。

本定例会での一般質問のなかで、オアシス篠栗温浴施設についてのやり取りをいたしました。私は第3回定例会で御承認いただきました方針を曲げずに、オアシス篠栗という施設が多くの方々の皆様にとって愛され続ける施設となるよう、議会の皆様とともに考えてまいりたいと思っております。新しい施設をつくる、新しい取り組みを始めるといった事業の開始は、議会を含め町民の皆様の御賛同を得られやすいものでございます。私はこの21年間の中で初めて大きな事業の終了に舵を切ったわけで

ございますが、その手法についての様々な御意見をいただいているものと承知しております。

今後、篠栗町では、町民体育館、武道館、天空会館など老朽化した施設をどのようにしていくかといった課題に取り組んでいかなければなりません。私もこれまでの議論をしっかりと受け止めて、未来に向かう篠栗町のために方針が固まったならば、議会に御相談し、皆様と一緒に考え具体化することによって、今回のような轍を踏まないよう慎重に対応してまいりたいと考えております。

私事ではありますが、去る10月3日に、永年町長職にあつて篠栗町自治の発展向上に貢献したとして総務大臣表彰をいただきました。これも偏に、平成16年以降、町長として私を支えていただきました町民の皆様をはじめ、ここに御出席の議員の皆様、歴代の町議会議員の皆様、そして篠栗町職員の後押しがあったからこそとあらためて感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

これからも初心を忘れず精進してまいりますので引き続き御指導を賜りますようお願いいたします。

今年も残すところあと3週間余りとなりました。どうぞ来年も皆様にとってよい年となりますよう御祈念申し上げ、篠栗町議会令和7年第4回定例会の閉会の御挨拶いたします。

長期間どうもありがとうございました。

そして、今年一年どうもありがとうございました。

皆様にとって来年が良い年となりますよう祈っております。

どうもありがとうございました。

○議長（古屋 宏治） 本日の会議を閉じます。

これをもって、令和7年第4回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時56分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

古屋 宏治

篠栗町議会議員

門馬 良

篠栗町議会議員

太郎良 瞳
